

錄 第三十九號

五七九

なら全面的に満足しているかと申します。
すと、必ずしもそうでないでござい
まして、われわれはこの機会に法案
の修正をお願いするつもりはございま
せんが、その施行に際しましては、ど
うかこの本法案の趣旨に合うよう善
処していただきたいということをお願
いする次第でございます。

そこで、われわれの問題にいたしま
す一、二の点について申し上げます
と、第一番は金融、税制の点でござい
ます。本法案は、多年の統制経済のた
めに累積しました弊害を自由競争に
よつて体質改善をはかつて開放経済に
対処しようとするものでございます
が、自由競争の結果最も影響を受ける
のは中小企業でございます。ところが
綿業界は五万鍊以下のものが八割を占
め、要するに全体が中小企業のことろ
が非常に多いのでございます。したが
いまして、この法案の影響を受けるこ
と非常に大なるものがあるのでござい
ます、その場合に、中小企業対策と
して本法案に盛られておりますのは金
融の点のみでございます。昨年の暮
れ、諸先生方の御尽力によりまして開
銀融資十億円というものが認められて
おります。しかし開銀の融資は、從来
大企業を対象とするものでござります
ので、この開銀融資にはある程度の限
度がございます。そこで、必ずしも中
小企業がこの開銀融資によって助けら
れるというわけにはまいりません。し
たがつて大部分のものは中小企業金融
公庫によるものだらうと考えますが、

中小企業公庫の金が借りられるのには
中小企業としての定義がございます。
この定義にはまるものと、それから開
銀の融資のワクにはまらないものと、
この間の谷間ができるだらうというこ
とをわれわれ心配しておるのでござい
まして、この開銀の融資並びに中小企
業金融公庫の融資のこの適用につきま
しては、どうか融通のある方法によつ
てこの谷間を埋めていただきたいとい
うことが第一点でございます。

第二点といたしましては、われわれ
が一番問題にいたしますのは、この合
理化というものはスクラップ・アンド・
ビルドと称しておりますが、今まで
籍のあつた、要するに登録のあるもの
だけが対象とせられておりまして、業
界の混乱の一番のもとを来たしまし
た、われわれが普通無籍紡機と申して
おります、要するに、登録のなかつた
紡機については、きわめてルーズな方
法になつております。われわれはあえ
てルーズと申しますが、われわれの目
から見てルーズな方法になつてしま
て、この穴は行政措置によつて埋めよ
うとせられております。しかし從来の
やり方から見て、政府においてはたし
て厳重にこれが取り締まられるかどう
かという点に非常に疑問を持つておる
ものでありまして、この点がもし從来
のごときやり方でございましたら、
せつかくの法案が、要するに今まで
行儀よくしておつた有籍のもののみに
対してきついことになる、こういう心
配があるのであります、無籍紡機に

については政府は行政的の面においてこの穴を埋めていただきたいということをお願いする次第でございます。

第三点といたしましては輸出振興問題でございます。本法案は要するに、繰り返しますように、開放経済に対処するための企業の合理化を推進して、輸出の振興に役立たせようといふことになりますが、御承知でございましょうけれども、綿業には国際綿業協定というものがあつて、すでに海外においては、わが国のほうでは自由競争しようとしても、輸入を規制されています。近くその規制は単に綿だけでなしに、羊毛方面にも及ぼうといったところのとあります。こういうものを解決するには政府の経済外交による以外に方法はございません。また綿業協定の面におきましては、どうしても一番問題になりますのは、海外における市場攪乱ということです。ございまして、市場攪乱のもとに、内地における需給の不均衡、それから来る価格の崩壊ということが、海外の輸出の場合においての市場攪乱といふ、一番海外で問題にする点に触れるのでござりますので、したがいまして、こういう場合にどういうふうにしていくかということは、需給調整の道がつくられていませんので、これをどうしたらいいかということは、今後において行政面においてお考え願いたい、かように考へるのあります。これを法令にうたつていただきたいといふことはこの際申しません。

ただこの機会において、多少問題はござれるかもしませんが、先ほど申しました国際綿業協定、これはアメリカの提案によつてできたのでございま

すが、そのアメリカの側がこの提案をしました理由は、アメリカにおける綿花の二重価格ということが原因になりますので、いまさらここに、この基本的な方針について異議を申し上げる考え方でございますが、その二重価格は解消いたしまして単一価格になります。そうしますと、われわれも单一価格ということをかねて希望しておつたのでござりますから、単一価格そのものについては文句を言うわけではございませんが、二重価格であるためにわれわれの対米輸出が非常に厳重なる規制を受けております。したがいまして、単一価格になりました以上は、それが基本であるアメリカの差別といふものがなくなつたのでござりますから、この協定については、どうか次の機会にこれを改定するより、あるいはワクのものは変えられぬでも、その運用がもう少し実際にまつたものはな

ど得るようには是正するよう、政府のほうで御尽力願いたい。これは本法に直接関係することではございませんが、この協定については、どうか次の機会にこれを改定するよう、あるいはワクのものは変えられぬでも、その運

用がもう少し実際にまつたものはな

ります。

第一点は、この法律案は非常に難解でございますが、ただ、この法律案に対する法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

基本方針につきましては以上のとおりでござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

以上であります。

○二階堂委員長 次に、酒井弘君より意見を承ります。酒井参考人。

○酒井参考人 本法案の作成の基本方針につきましては、過去約二カ年間、各業界の委員並びに学識経験者が集まりまして、練りに練つてきましたこと

かないようなたたまえになつておりま

ります。非常におかしなことだと思ひます。が、こういう点を考慮いたしまして、できるだけ早くこの二十一条を発動をしていただきまして、この法律が実体的にスムーズに、なめらかに動くよう施せられることを希望するものであります。

それから第三点でございます。この法律の別表に出でると思いますが、これが明確でない。現在の措置法におきましては、精梳毛式の糸と紡毛式の糸、こういう定義が出ておりますが、これが明確でない。現在の措置法におきましては、精梳機の型式登録が行なわれております。したがつて、この新法案が成立しない場合には、直ちに現行措置法を改正せられることを希望いたしております。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

第一点は、この法律案は非常に難解でござりますが、ただ、この法律案に於ける法律技術上の意見を二、三申し上げたいと思います。

この新法のたてまえといたしましては、原則として短期需給調整を行なわない、こういう方針で、もちろん自由競争による合理化あるいは開放経済に対する合理化、こういうことを目途といたしておりますので、そういう点はしないというたてまえになつております。

す。非常におかしなことだと思ひます。が、こういう点を考慮いたしまして、できるだけ早くこの二十一条を発動をして、この法律のたてまえといたしましては、原則として短期需給調整を行なわない、こういう方針で、もちろん自由競争による合理化あるいは開放経済に対する合理化、こういうことを目途といたしておりますので、そういう点はしないというたてまえになつております。

す。非常におかしなことだと思ひます。が、こういう点を考慮いたしまして、できるだけ早くこの二十一条を発動をして、この法律のたてまえといたしましては、原則として短期需給調整を行なわない、こういう方針で、もちろん自由競争による合理化あるいは開放経済に対する合理化、こういうことを目途といたしておりますので、そういう点はしないというたてまえになつております。

す。非常におかしなことだと思ひます。が、こういう点を考慮いたしまして、できるだけ早くこの二十一条を発動をして、この法律のたてまえといたしましては、原則として短期需給調整を行なわない、こういう方針で、もちろん自由競争による合理化あるいは開放経済に対する合理化、こういうことを目途といたしておりますので、そういう点はしないというたてまえになつております。

す。非常におかしなことだと思ひます。が、こういう点を考慮いたしまして、できるだけ早くこの二十一条を発動をして、この法律のたてまえといたしましては、原則として短期需給調整を行なわない、こういう方針で、もちろん自由競争による合理化あるいは開放経済に対する合理化、こういうことを目途といたしておりますので、そういう点はしないというたてまえになつております。

救済することは非常にむずかしくなっている。したがって、これらの点を何らか将来解決する方法を考慮していたがたい。たとえば、一例でございまして、現在の不況カルテルの認可権を各省大臣に持つていて、どういうようなことをもそれに限ったことではございませんが、実際問題として以上申し上げましたような困難さがござりますので、何の点に対する何らかの法律的な改正なり裏づけをしていただきたいというの私が私の希望でございます。

○二階堂委員長 次に、山口利吉君から意見を承ることにいたします。

○山口参考人 それでは、私から化織協会を代表して意見を開陳させていただきたいたいと思います。

本日は、織維工業設備等臨時措置法の国会審議に際しまして、この法案に対する意見を申し述べる機会を与えられましたことは、まことにありがたく、化学織維業界を代表いたしましてお手元にわが業界の意見書を差し上

げてございますが、それに補足しましていろいろ意見を率直に申し述べさせていただきたいと思います。

わが国の産業経済は、開放経済への移行と産業構造の高度化という大きな流れの中を進みつつございます。このため、各方面でいろいろな改革が必要となつてしまります。織維業界におきまして例外ではございません。

織維業界では、多年にわたりまして現行の措置法による設備規制を基盤といたしまして、村区分による紡出範囲の制限とか、格納によります需給調整

が行なわれてまいりました。このようない体制は、一応既存業者に安定を保障するかのように見られます。しかし、将來の内外情勢の急激な変化は、かかる状態を続ければ、わが織維産業の将来を危うくするおそれがあることを告げております。織維工業設備審議会は足かけ三年にも及びます慎重なる審議の結果、村区分や操短体制を廃止し、すみやかに自由競争体制に移行すべきであるとの答申を出されました。まことに当然のこととございまして、わが化学織維業界もこれに賛意を表しました次第でございます。

もとより、自由競争体制への移行と申しましても、設備規制は長年変わつてわが織維業界の基礎となつておられましただけに、最小限度の準備期間を置き、設備規制廃止のための過渡的措置を講ずる必要があるのは、やむを得ないところであると思ひます。審議会の答申も、これがために新しい法律を制定し、過剰設備の廃棄を促進すべきことを結論としておることは、御高承のとおりでございます。

このたび審議の対象となつておりますが、内容が非常に難解であり、解釈上疑問の点が少なくございません。また相当に幅のある運用にゆだねられてゐるところもあります。これらの点の解釈や運用のいかんによつては、新法の目的と背反する結果を生ずるおそれもございます。特に、一部には、新法の精神をお理解せず、現状維持に執着する考え方も残つてゐるよう見受けられますのは、はなはだ心配なことでございます。と申しますのは、新法は非常に弾力的運用あるいは通産省令にゆだねられているところがござりますので、その点の解釈いかんによりましては非常に変わつてしまります。形の上では現行措置法と何ら変わりのない渡過的措置の立法でござります。過渡的措置の範囲内で、若干の現行体制類似はなく、設備規制を廃止するための過渡的措置の立法でござります。過渡的

新法は新たな規制をかかるものであります。新法の目標は、従来の規制体制を廃止するための法律であります。新法は、四年後には当然失効すると定められております。新法が設備規制のための過渡的立法である以上、これによりまして過剰設備廃棄の決意も固まるのです。新法は、需給調整に終わることになります。新法は、操短体制には決して利用されないということを明確にしていただきたいと思います。

次は、設備規制廃止への方向は、当然に従来の体制によります既得権者に与つてはその利益を失うことになります。新法は、四年を限つて過渡的な配慮をしておりますが、これは既得権の存体制の引き延ばしならぬ決意をいたしましたが、業界の中には現状維持に執着する立場もございまして、今

が行なわれてまいりました。このようない体制は、一応既存業者に安定を保障するかのように見られます。しかし、将來の内外情勢の急激な変化は、かかる状態を続ければ、わが織維産業の将来を危うくするおそれがあることを告げております。織維工業設備審議会は足かけ三年にも及びます慎重なる審議の結果、村区分や操短体制を廃止し、すみやかに自由競争体制に移行すべきであるとの答申を出されました。まことに当然のこととございまして、わが化学織維業界もこれに賛意を表しました次第でございます。

もとより、自由競争体制への移行と申しましても、設備規制は長年変わつてわが織維業界の基礎となつておられましただけに、最小限度の準備期間を置き、設備規制廃止のための過渡的措置を講ずる必要があるのは、やむを得ないところであると思ひます。審議会の答申も、これがために新しい法律を制定し、過剰設備の廃棄を促進すべきことを結論としておることは、御高承のとおりでございます。

このたび審議の対象となつておりますが、内容が非常に難解であり、解釈上疑問の点が少くございません。また相当に幅のある運用にゆだねられてゐるところもあります。これらの点の解釈や運用のいかんによつては、新法の目的と背反する結果を生ずるおそれもございます。特に、一部には、新法の精神をお理解せず、現状維持に執着する考え方も残つてゐるよう見受けられますのは、はなはだ心配なことでございます。と申しますのは、新法は非常に弾力的運用あるいは通産省令にゆだねられているところがござりますので、その点の解釈いかんによりましては非常に変わつてしまります。形の上では現行措置法と何ら変わりのない渡過的措置の立法でござります。過渡的

新法は新たな規制をかかるものであります。新法の目標は、従来の規制体制を廃止するための法律であります。新法は、四年を限つて過渡的な配慮をしておりますが、これは既得権の存体制の引き延ばしならぬ決意をいたしましたが、業界の中には現状維持に執着する立場もございまして、今

ことと思われるわけでございます。第一に、従来の措置法も、本来の目的は過剰設備の処理にあつたはずでござりますが、現実には、需給調整とか操短の維持に終始したことは御高承のとおりでございます。新法におきましては、再びこのようなことのないようになりますので、細部の点には不満はあるとしても、新法が一日も早く成立するよう切望いたしましたとともに、新法が適切に運用されまして所期の効果をあげるよう、ここに国会の諸先生方並びに政府御当局の格別の御配慮をお願いする次第でございます。

新法は、先ほども酒井君が言われましたが、内容が非常に難解であり、解釈上疑問の点が少くございません。また相当に幅のある運用にゆだねられてゐるところもあります。これらの点の解釈や運用のいかんによつては、新法の目的と背反する結果を生ずるおそれもございます。特に、一部には、新法の精神をお理解せず、現状維持に執着する考え方も残つてゐるよう見受けられますのは、はなはだ心配なことでございます。と申しますのは、新法は非常に弾力的運用あるいは通産省令にゆだねられているところがござりますので、その点の解釈いかんによりましては非常に変わつてしまります。形の上では現行措置法と何ら変わりのない渡過的措置の立法でござります。過渡的

新法におきましては、化学織維紡糸機はその規制対象から除外されておりません。したがって、新法の期間中と今まで新しい体制への準備期間でござりますが、業界の中には現状維持に執着する立場もございまして、今

ます。これはかねがねわが業界が主張し要望してまいりましたところであり、設備審議会の答申の趣旨にも沿つたものであります。そもそも今回の措置法の改廃の問題は、三十六年の四月一日から原綿、原毛の輸入が自由化されたことと、先生方の御高承のとおりが出たことは先生方の御高承のとおりでございます。新法は、もとより過剰設備の廃棄促進によりまして自由競争体制への移行を目標とするものでありますから、現に過剰設備がなく、今後も増設を必要とする化学織維紡糸機が新法の適用外になるのは、これは当然のこととござります。化学織維特に合成繊維は目ざましい発展を続けておりますが、今後は企業の自己責任に徹しますとともに、国際競争力強化のため万全の努力を傾けることを業界としても決意いたしておりますことを申し上げまして、国会、政府はじめ各方面の御理解と御支援をお願いする次第でござります。

次に、新法は、主といたしまして、紡績業における自由競争体制への移行のため過渡的に設備規制を存続して過剰設備の処理の促進をはかつておりました。しかし業界としても、政府としても、これをもって足りるとすべきでないことはもとよりであります。今後にあきります労働需給状況、賃金水準の推移を予想いたしますと、紡績業においては過剰設備というような問題は、従前に比べまして急速に重要性を減ずるのではないかと考えます。すなわち從来は、過剰設備がある、すると過剰生産になる、過剰生産になれば値下がりがある、不況、こういうふうな形で間

題が提出されました。今後はいかにして必要な労務者を確保するか、いかにして労務費の上昇に見合った生産性の

向上をはかるかということが主要な問題による需給調整の意味はなくなつてくるものと考えられます。またや後

法によります過渡的期間の設備規制さへ慎重に過ぎた配慮ではないかと思われるほどでござります。したがいまして、業界としては新法に残る設備規制

から切望しておる次第でござります。
以上でございます。

○二階堂委員長 次に、滝田実君から意見を承ることにいたします。滝田参考人。

〇滝田参考人 全織同盟を代表して意見述べたいと思います。四点にしましてあります。時限立法でありますから、この法律の目的に關して

第一点は、この法律の目的に關してあります。時限立法でありますから、この法律の各項についてもおのずから制限があることは承知の上であります。この目的が合理化と正常な輸出發展というところだけに問題をしばり過ぎてゐるわけですが、これではたゞ、この目的が合理化と正常な輸出發展といふことを見合つたような生産量というものはほぼ見合つたような生産

ムというものが大体現実の数字であります。この国民の消費あるいは消費の傾向というものが、いま申し上げたような数字から、奇跡は起こらないのではなかろうか。そういうふうに思ひますと、輸出の傾向といふものは本年せいぜい三%増加が努力目標であり、国民の全消費量というものはほぼ見合つたような生産体制をいかにつくり上げていくか。そ

らば、その需要に見合つたような生産の生産体制の中には、天然織維よりも人造織維の漸増傾向というものを進めなくてはいけない。こういうう点を見て去るべきであり、徹底的な合理化

新情勢に対応する企業の体質改善に努力すべきであり、政府当局におかれても統制者としてよりは、このようないくつかの問題を解決していただきたいと思います。輸出企業努力に対する援助者として、金融、税制等の面にできる限りの配慮をしておこなうべきであります。輸出振興ということでも、中小企業合理化

も、新法における規制措置の手かげんなどによるものではなく、新法の基本方針である自由競争体制に備えての企業努力によって実効が期せられるものと考えます。このような意味におきましても、これをお願いするべきであります。このようにして、新法が成立いたしましても、これに依存する、寄りかかるというふうなことではなく、新法の基本精神であ

る自由競争に備えよ、こういううところに忠実であるべきだと考えます。新法についての論議が始まれば、この法律のねらいは、こういう点で生産と需要との関係において輸出だけを対象にしていて、内需というものの動向をどういうふうに考えるかという、その点の配慮が欠けているのではないかと思われます。

もう少し具体的に言いますと、現在の輸出の伸張の度合いというものは、本年度の場合は努力目標としてせいぜい三%前後ではないだろうか。そしてこれが現にやられている。ですから、

みみると、一錆量当たりの生産はどんどんふえている。そして無人操業的な設備を規制すればいいということでは問題は決解しません。現場に行ってみると、一錆量当たりの生産はどんどんふえている。そして無人操業的な設備を規制すればいいことでは問題は決解しません。現場において、どの業界に最低賃金審議会において、どの業界に最低賃金が適当であるかという審議最もであります。そういう点を見ますと、労働行政の面から見ても、通産経済政策

の面から見ても、日本の場合は、輸出で問題を起こし、国内で低賃金層が非常に多いという代表的な産業は、私は織維産業だと思います。織維産業が外國において規制をされる根本原因は安売りだということであります。そして同時にまた、一品種の生産をどつと一時期にぶっ壊すことがあります。織維産業が外國において規制をされる根本原因は安売りだということであります。そして

同時にまた、一品種の生産をどつと一時期にぶっ壊すことがあります。織維産業が外國において規制をされる根本原因は安売りだということであります。そして

から見ても、国内のいろいろな労働力の確保の面から見ても、最低賃金制は

短による需給調整の意味はなくなつてくるものと考えられます。またや後

法によります過渡的期間の設備規制さへ慎重に過ぎた配慮ではないかと思われるほどでござります。したがいまして、業界としては新法に残る設備規制

人形織維のほうは規制の対象外に置く、こういうことが法のたてまえになつておりますが、この法律のねらいは、こういう点で生産と需要との関係において輸出だけを対象にしていて、内需というものの動向をどういうふうに考えるかという、その点の配慮が欠けているのではないかと思われます。このようにして、新法が成立いたしましても、これに依存する、寄りかかるというふうなことではなく、新法の基本精神であ

全織同盟に加盟している組合員だけで
も四十六万あります。事業場にして
千五百をこえる事業場の賃金は労働組
合の力によってある程度高めできまし
た。しかし、問題は、未組織の弱小労
働者の労働条件はどうなっているかと
いうことが、織維産業の労働力確保の
面から見ても非常に問題を残してい
る。そうしてまた過当競争のいわゆる
低賃金、低価格という原因もそこにある
わけでありまして、最低賃金につい
ては、早急にこの商工委員会でも、法
律の案文にすることができないとする
ならば附帯決議をされ、そして労働
関係の上で石炭産業にやられたような
熱意あるいは積極性をこの織維産業に
ぜひ示していただきたいというふうに
思います。

私は日本の労働代表としていろいろ

な国際会議に出ましたけれども、いつ

の場合でも日本の織維製品の安売りの

攻撃の矢面に立ってきました。どの人

よりも私は矢面に立ってきました。そ

ういう点で、国内の過当競争、低賃金

といふものがいかに国際信用を落とし

てきたかということについての配慮と

いうものが、織維の政策の中に入つて

くるべきじゃないかと思います。ただ

し、私は、労働組合の代表といえど

も、国家の不利益になるようなことは

できるだけやめるよう努力してきま
した。それだからこそ、また国内の体
制がもつと真剣に考えられるべきじや
ないだろうか、そういう意味で最低賃
金制の早期実現を私は強調したいと思
います。その点で、国内の体制がもう
少しできれば、いわゆる国際公正競
争、公正労働基準という問題で相手國
と十分やり合えるような日本の体制が

できるのではないだろうか。安売りを
して信用を落とすというような日本の
商法のやり方については、根本的に考
え直す必要があるのではないか。特に
国際的な取引の仕方については、外務
省関係で経済担当官が在外大使館、公
使館、領事館においては、根本的に考
え直す必要があるのではないか。特に
は明らかであります。もう目に見えて
内に知られてないというのが実情では
ないかと私は思います。相手方のバ
イヤーがどんどんたたいて、もうけで
いるのは向こうさんであるのにかわ
らず、安売りの責任を日本だけがか
ぶつているという状態をどういうふう
に理解するか、そういう点については
今後審議会等が持たれますから、その
審議会で、これほど多くの外貨獲得を
している産業でありますから、もう少
し真剣になって、対外的な取引状況が
どういう現実にあるかということをつ
かんだ上で対策を立てていただきたい
というふうに思います。

それから第三点は、紡糸機の制限と
いうことをこの規制対象からはずされ
ております。これは設備審議会におい
ても、私も参加してきましたことであ
りますから、このことについては異議は
ございません。しかし、設備審議会の
答申案の中に「新法の規制対象外とす
るが、今後の新增設は法律に基づく官
民の協調方式によって調整するものと
する。」というふうに書いておるのであ
ります。ですから、天然織維のほうは
あるワークをきめて計画的にやられる、
しかし紡糸機のほうは、人造織維が世
界の趨勢であるからということで、無
制限の形で設備投資をしていいかどう
かということは、私ははなはだ別な疑
問があると思います。発展の方向は是

認しますけれども、無計画な設備投資
をいま各社が競つてやる状態では、遠
くからず人造織維あるいは織維産業全体
に戰国時代、群雄割拠時代の来るこ
とが恐れます。それを单なる自主調整という美
名のもとにおいてやることは、結局は
設備投資の過熱の問題、そして資本費
用の増大、ひいては織維市況の不安と
いうものを引き起こしてくるし、ひい
ては对外的にはダンピングの対策をと
らざるを得ないところに追い込まれて
くる、こういう点を考えますと、紡糸
機の漸増主義あるいは計画的な増設
は、方向としては認めますけれども、
その自主調整のあり方については、答
申案にうたわれたとおりの官民協調方
式を、法律の効果が發揮できるような
形にぜひやっていただきたい。特に、
この商工委員会は織維産業だけを論じ
ているのでありますけれども、隣の化
学部門においてのいわゆる設備投資の
行き過ぎの問題は、直ちに織維産業に
連鎖反応を起すといふ性格を持って
いるだけに、これは日本の経済全体の
ために特に配慮すべき問題があるので
はないかというふうに私は考えます。
もう一つつけ加えておかねばなりません
ことは、この法律では審議会を設け
るというふうになつております。今度
審議会が設けられたら、労働者を代表
する者の人数をぜひふやしていただき
たい。各界から、業界を代表する人
がたくさん参加している割りには、一
番弱い立場にある労働者を代表する委
員の数が少な過ぎると思うのでありま
す。対外的にもよく、こんなになつて
おられます。ですから、天然織維のほうは
がたくさん参加している割りには、一
番弱い立場にある労働者を代表する委
員の数が少な過ぎると思うのでありま
す。対外的にもよく、こんなになつて
おられます。ですから、天然織維と人造織
維を含めて、需給関係の長期的な見通
しを立てながら、そして産業の安定的
な发展をしていただきたい。そういう

は輸出政策というものは成功しない状
態に現実の世界は動いている。アメリカ
の場合はAFL、CIOでは、大
きな労働組合の参加というのをもと重
視しなければならぬ。政府や経営者
だけの力では相手国を説得する事が
できぬといふ現実にきております。
そういう点について特に議員の方々の
認識を深めていただきたいと思いま
す。

最後に、中小企業の対策です。先般
の商工委員会の委員方の質疑に対し、
中小企業については十億円は開銀から
用意してある。あとは協調融資によっ
て百億ないし二百億円くらい動くから
してまあまあいいのじやないかといふ
意味で、織維局長から答弁もあつたよう
でございます。しかし織維産業のよう
にこれだけ多くの企業をかかえ、そし
て外貨の獲得という面から見れば最も
貢献している産業のこういう構造の大
変革を起こすときには、私はもつと力
を入れてこの技術の改革あるいは企業
の統合の問題、経済単位、生産単位を
どこに置くべきかということについての
そういう合理化を推進するためには、
いま国会の中で審議されているような
小企業対策というものは論じられませ
んから、私は中小企業の体质の改善
というものはできないと思います。い
いものも悪いものも一緒にいたして中
小企業対策といふものは論じられませ
んから、私の考え方では、やはりある
生産単位、その規模に達するようなも
の、あるいはまた、ある労働条件を確
保できるような企業に対して融資の優
先権を与えるという態度によって、初
めて建設的な産業政策ができるのでは
ないだろうか、こういうふうに考えて
おります。

なお、労働基準法の一部除外例が現
在置かれています。終戦後日本の織
維産業の設備が少なくて、マッカ
サー命令によって増産の命令を出された
當時においては、婦人の労働者といえ
ども深夜の十時以後三十分延長しても
よろしいという例外規定がありますけ
れども、あの例外規定は、法律はいま
存続の意味は全然ございません。いま
三割も操短をしている状態のもとで、
設備規制をやらなければならぬと言つ
ておるときに、何のために十時以後の
深夜の操業を認めるか。これは明らか
に事態におくれた法律が残つておるこ
とでありますから、十時以後の例外增
産体制といふのは早くやめていただき
たいというふうに思います。

結論的にいえば、村区分の廃止ある
いは過剰設備の規制、そして合理化を
進めようといふ原則については私は賛
成をいたしますが、自由競争という名の
もとにおいて、節度のないそういう設
備投資の過熱あるいは生産の増大とい
うものは、厳に慎んでいかなければな
らない問題ではないでしょうか。端的
にいえば、日本の国ほど、日本の織維
産業ほど、どつと増設したかと思えば
すぐ操短をやつてはいけないという意
味において、私は、天然織維と人造織
維を含めて、需給関係の長期的な見通
しを立てながら、そして産業の安定的
な发展をしていただきたい。そういう

意味合いにおいては、これから設立される五十人によるこの審議会は、権限を強化して、そして運用面においてももっと積極的なものになるようやつていただきたいと思います。そしてそこの審議会の答申というものを、通産当局は直ちに行政指導に強力を持っていく、そういうふうにしていただきたいと思います。

○二階委員長 次に、小口賢三君から意見を承ることにいたします。

○小口参考人 繊維労連の小口であります。中小企業の労働組合を代表して、本委員会に対して意見を述べさせていただきたいと思います。要旨は、お手元にプリントで出しましたが、それに沿いながら意見を述べさせていただきます。

本法律案は、一見織綿工業の説得規制のための臨時措置法的なよそいをしておりますけれども、私どもは、法の制定の背景をなす政策意図というものの、必ずしもそれに限定して受け取つておりません。もちろん本法律案が制定されるに至った経過については、織維製品の需給構造の変化、あるいは輸出貿易構造における織綿輸出の相対的低下によって、特に綿紡績業の相対的な斜陽化が進行しているために、これに対しても過剰精紡機のスクラップ・アンド・ビルトをしてこととして、複合織維時代に対応し得る紡績業の体質改善を意図しているというふうに理解しているのであります。そのための金融、税制上の優遇措置、生産、出荷、価格措置が許されることが本法の趣旨になっています。したがって、私は、特

定産業振興法のこれは繊維産業版ではないか、あるいは将来これは紡績業法という形に発展していくのではないか

本法案の制定過程、織維工業設備審議会の審議の過程をよく見てみますと、この法律案に対するそれを織綿紡績、羊毛紡績資本と化織資本との間にいろいろなニュアンスの違いがあるということも、また先ほどそれぞれの参

考人から出した御意見のニュアンスの違いも、その辺にいろいろあるわけです。そういう点で、私どもは單にこれがいわゆる設備規制法だというのではなくて、かなり特定産業振興法の範

維産業版だというにおいが強いといふ点について非常に危惧を持ちます。それからしばしば、本法は時限立法で、四十三年後はなくなすんだということを言つていますけれども、操作も登録区分もない自由競争の基盤というものは、現在の繊維産業の相対的諸条件の中では、実はさらにこれが紡績業法として強化再編成されるような危険性があるのではないかということを感じ取つておるわけなんです。

本法と中小企業及び労働者への影響についてでございますが、伝統的な織維産業政策について、私ども中小企業労働組合はかなりの危惧を抱いています。伝統的な織維産業政策がどのような経過をとつてきたかと申しますと、一つは、生産力の発展に伴う過剰設備の買い上げ、技術革新に即応した新設備の導入に対する金融、税制上の優遇措置、二つ目は、原糸市況の維持ための操短の実施、その勧告、監督、滞荷金融の優遇措置、この二点にございました。ところが、織維産業の生産構

造は、御承知のように原糸の製造を行なう十大紡、化織七社、羊毛、麻紡業等を頂点として、この糸を織り、加工染色、縫製する中小零細の産地群を底辺とした典型的な二重構造をなし、さらに、これに流通段階に対しても、五鎖商社と少数の産地問屋が介入した典型的な二重構造をなしておるわけであります。

こういう二重構造に対しても、よく糸高の製品安と言いますが、従来の織維製品といふものは、このよくな体制的な生産流通構造によって再生産されるものを是正する措置がとられたかどりうかということにたいへん疑問を持つております。したがつて、日本の織維産業が、輸出競争力があるというよう非常に言われますけれども、織布、縫製、染色加工の中小零細企業による実は低賃金と長労働時間によって、手間をかけるほど競争力が強いというのが実情でござります。

戦後に多少織維産業が変わりまして、商社資本の金融力の後退とか、あるいは綿糸、綿布輸出から、スファ織物、メリヤス、綿合成織維の二次加工製品などの製品輸出に転換しましたが、依然としてそういう転換過程においても、なおかつ原糸メーカーによる織布、加工、縫製段階の系列化が進んで、大手独占企業は一そう推進する、そういう業の政策を一そう推進する、そういう理化を貫徹しているというのが織維産業の実情でございます。本法の制定もその促進も、こういう伝統的な織維産業の政策を一そう推進する、そういう上に立ってこれは制定されたよう私どもは危惧しております。したがつて、名前は織維工業一般ではございますけれども、実体は、これは原糸メー

カーの企業振興法というにおいが非常に濃い。そのために、本法制定を機会に体制的に進められる行政指導によつて、大手紡績による中小紡績の貨紡化あるいは大手紡績内部の集中生産による工場閉鎖、生産の一部の中企業との切りかえによる大企業労働者の首切り、女子労働者に対する閉鎖の形をとつた名目的な自己都合退職の発生、あるいは大企業の製品によるチャップ販売体制の確立によつて起る中小企業との生産分野の競合、メリヤス、綿製、織機部門の系列化の促進がすでに進行しているところでござります。

ところが、中小企業の労働者の実能はどうかと言ひますと、お手元の表にござりますように、組織率について、は、御承知のような実情で、五千人以上がわずかに三三%、全体の組織率は四一%になつていて、組織状況も、生産流通構造に見合うような二重構造の反映した組織の実情にござります。それから、現在のその地域におけるところの、とりわけ産地の労働者の低賃金状態は、お手元の業者間協定の表にもあるとおりであります。

それから、労働基準法の実施の状況を申し上げますと、滝田委員からもお話をありましたが、現在大阪の泉州地方においては、俗に泉州基準法といつて、完全に現在の労働基準法が無法状態になつておる。ことに最近二十四時間、二交代制が行なわれ、現在、大阪の基準局で一生懸命努力しててくれという状態です。まして、週休制はとられておりません。賃金台帳のいる基準監督の行政は、深夜業をやめてくれという状態です。まして、週休制はとられておりません。賃金台帳の面では一応週休制がとられておるごとく見えて、それは月二日休んで、あ

との一日は片番だけ操業する、そのハタチは賃金台帳に記帳しない、こういう状態でございます。それから、メリヤス、綿糸、絹、人絹、織布、これらは労働基準法の順法精神のあり方にもあります。それが現在まで伝統的にしられてきた織維産業政策そのものが、このよくな実情といふものは、もちろん業者のような体制といふものを維持していくという点が特徴だと私どもは考るわけです。

こういう実情に対して、本法を労働組合の立場から考えまして、次のような意見を持っております。

今後の織維工業は、糸及び綿布の生産と輸出から、メリヤス、二次加工の分野について、かなり生産と輸出の伸びが期待されているところです。ところが、織布業、染色整理業、メリヤス業、縫製業の近代化が実は著しくおくれておるわけです。本法は、従前の生産秩序の近代化を並行的に進める配慮は、わざかに中小企業団体法と中小企業近代化促進法一般の行政指導にゆだねておるのでございます。そして紡績業を中心とする大企業保護本位政策の意図が実際に露骨に出ております。

こういう実情を考えますと、織維労連としては、次の項目が着実に実施される経過を見つつ、本法制定の趣旨をなす政策が進められることを希望し、本法の独走化については反対したいと思います。

実施のための監督を強化すること。

二、現行最低賃金法を改正し、全産業全国一律に適用する法定最低賃金制の制定を進めるとともに、並行して織維産業における産業別最低賃金制の実施の措置を講ずること。

三、織布、メリヤス、縫製業における省内労働の広範な動員の実態が、織維産業労働者の労働条件向上のおもしとなり、中小企業労働者の雇用保障を不安におちいらしめておる現状にかんがみて、労働法の早急な制定の措置を講ずること。

四、国際競争力を名目とする交換制の強化、労働密度の強化が進められておる現状に照らして、婦人年少労働者の保護に関するILO八十九号条約の批准、ILO週四十時間労働制に関する勧告への移行について検討すること。

中小企業対策としましては、織布、染色整理、メリヤス、縫製、紡糸業に対する近代化のための産業政策を確立すること。特に設備近代化資金の大額融資ワクの確保、その協同化、専業化の促進のための金融、税制上の具体的措置。

二として、下請企業に対する加工賃の大額引き上げと手形決済期限の短縮。

三として、中小企業と大企業との間の生産分野の調整措置。

これらの政策が進められることを望みます。

それから消費者対策として、趣向のあるよい製品が、いろいろな系によつて安く供給できる体制をとるといふことは、私ども賛成でございま

すが、独占禁止法の穴あけに通ずる各

種産業政策立法化には賛成できませ

ん。織維工業審議会の構成委員に、そういう意味においては、滝田委員からも御発言がありましたが私はささらにつけ加えて主婦、小売り商、中企業労働者代表を多数参加せしめて、消費者の要望にこたえ得るよう

織維行政が講じられることを期待したいと思います。

○二階堂委員長 以上で参考の方々の意見の陳述は終わりました。

○二階堂委員長 次に、政府並びに参考人に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 参考人に伺いますが、まず第一に、紡績協会の田和参考人に伺いたいと思います。

今度の新法が通りますと、二対一ならば格納紡機が解除できるわけですね。そうしますと、一番多いのは綿業関係と梳毛関係ですが、個々の実態としては、二対一なら解除できるのだから、新法が通ったとたんに大部分が解

除の方向に向かうだろうか、待つていましたとばかり二台廃棄して一台を稼働させるという状態になるだろうか。

この間、埼玉県のほうの現地を視察したのですが、その経営者は、解除されるとすれば、いま人手もなかなか十分ではないから、人手の要らないような、ある程度の機械の合理化したものを入れるそのためには、二対一で解除できるからといって、すぐ解除して動かすということはできない、そういう設備をする相当の期間が必要なうかという御質問であったと思います。

そういうような話を聞いておるの

ですが、紡績業界の見通しとしてはどういう形をとるでしょうか、これが一

点であります。

第二点は、無籍紡については、政府は十分に穴を埋めるような対策を講じて、消費者の要望にこたえ得るよう思ひますが、その意味はどういうことなんですか、ちょっと私わかりませんから、もう少し説明をしていただ

きたいと思います。それから第三点といたしましては、金銭、税制上の措置に対しても要望がございました。御承知のように、開銀で本年十億の予定ワクがあるわけであります。しかしこれは、開銀のほうは設備の自動化あるいは近代化等の方向に、主として大企業に使われるだろうと思われるのですが、中小公庫について、一体どのくらいの要求といいますか、この本法が通つて四年間のうちに復活をする、そのうちに旧機械の復活が五十五万錠で、六十万錠が新機械になるだろう、こう言われておりますが、この六十万錠を設備を取りかえていくということになりますと、これについて中企業としてどういう受け取

り方をするだろうか、中小企業金融公庫にどの程度の金額の要望があるものでしょうか、その三点についてとりあえずお伺いをいたします。

○田和参考人 お答え申し上げます。第一点の、新法の案に書かれていますように、二対一でどのくらいのものが解除されるか、またそれが新法施行と同時にそういうものが出てくるかど

うかという御質問であったと思いますが、正直に申しまして、どれだけ出るかということを現在はつきり申し上げ

られる段階に至つておりません。とい

うことは、先ほど申しましたように、新法が施行せられるということで各社はそれぞれ画策をいたしております。

その画策の中には、ただいま御指摘がございましたが、はたしてそれに伴う労働者が獲得できるかどうか、これが一

番大きな問題であります。また、現

在とまつておるもの動かす、または、それをつぶして新しいものをつくると

いたしますれば、相当の金が要ります。したがつてその金なり労働者なり

がはたして予期どおりに得られるかどうかという点に疑問がございます。したがつて私は正直に申して、十月に

たがつて私は正直に申して、十月に

たがつて私は正直に申して、十月に

たがつて私は正直に申して、十月に

のなかで特殊なものはあるけれども、この機械をつぶして、そして新しいもの

を動かすというものが中小企業には少ないだろう、これだけのことは申し上げられます。

それから第二点、やみ紡機に対しておまえはどういうことを政府に要求するか、こういう御質問だったと思いま

すが、実はやみ紡機の処理をどういうふうにして防止するかということは、ここ二、三年来政府のほうにおいても非常に苦心されました、そしていろいろ手を使わましたが、事実上ほと

んど効果があがらない。若干政府の命令に従つて機械をとめたりしたものもございますが、大部分のものは知らぬ

ありをして、ほおかりをして通つてきたというのが現状なんでございま

す。それは現在法律上は認められてない機械でさえそんなんでございま

す。今度は設備制限法でございま

す。それは現在法律上は認められてない機械でさえそんなんでございま

す。こういうものがすでに相当期間準

備しておられますし、また金融の道がつけおやりになるだろう、こういう

ので、これが相当出てくるだろう。し

かも出してくれば、これは早い期間に出

てくるだろうと、いうふうに考えており

ます。しかし幾ら出てくるかといふ

ことは、私はいまはつきり数字を申し

上げるわけにはいきません。ただ問題

の中小企業でございますが、中小企業は

おいて非常に困難な立場にございま

すと、それからまたすでに持つてお

りますものは、やはり資産でございま

して、それは担保に入つて金を借りて

いるようなものがござりますので、実

際つぶそうにもつぶせない、こういう

象がぼうっとしておりますので、私は中小企業

てそういう監視の費用を業界が負担して協力するかどうかということは私は問題だらうと思います。政府のほうでは、やはり從来どおり業界の協力をよってこの監視をしようとしておられるのでございますけれども、われわれはこの点について疑問を持っておる。

したがつて私は今度のこの法律で一番大きな欠点は、やみ紡機に対する対策というものがはつきりしてない。したがつてこの過剰紡機のものをなしたやみ紡機が穴があいてるという点については、われわれは非常な不満を持つておる。政府のほうではやるとおっしゃつておりますから、私どもは信頼せざるを得ない。おやりくださるだろうと思つておるのでございますが、どうかこの点については政府は行政上嚴然たる態度をもつて臨んでもらいたい、こういうふうにお願いしておる次第でござります。

それからいま、金融上の問題で、中小企業にどれくらいの金が必要か、こういうお話でございましたが、これも先ほど申しましたように本年度は十億円を開銀で認められまして、足らぬところは中小企業公庫のほうで借りようというお話になつておる。われわれのほうでも、いろいろ条件つきで開銀から見込みをとつておりますが、ところが見込みをとりますと、三年間にやりますのと、来年度一年間にやりますのと、はつきりいたしません。政府のほうの予算としては、十億円といふものを取りあえず本年の十月以降来年の三月までのものを予定しておやりになつておりますけれども、しかし業者にとりありますと、機械を注文するにしまして、来年できるか再来年できるかわかれども、來年できるか再来年できるかわかれども、われわれはこの点について疑問を持っておる。

中小企業に回らないのじやないかといふことをわれわれは心配しております。だから条件が、大体開銀はうしろ向きでなくて前向きの、しかも一定の規模のあるものにしかおやりにならないので、中小企業金融公庫しか問題にならぬ。したがつて中小企業に対する体質改善ということは、中小企業金融公庫にたよらざるを得ないのでございまして、われわれは大部分はそつちに行くだらうと思っておりますが、正直のところ、今までとった数字がございません。調べた数字はございませんけれども、三年分をとつておるのか一年分をとつておるのか、これはわかりません。また金融のこととございますので、業界の情勢によつて銀行がどういうふうな態度に出てくるかわかりません。しかし、とにかく政府のお考えになつておるよう、ほんとうの中企業の体質改善をするとすれば、また今後開放経済に中小企業を役立たすためには相当なもの用意していただきと同時に、その条件等についてはもう少しゆとりのある方法をやついただきたいということを、抽象的でございますけれども申し上げるといつてもございません。

なお、われわれのほうもこの法律が通りましたらさつそく銀行に当たることになりますので、その場合には具体的な数字を必要とします。現在中小企業金融公庫のほうで、会社別にまた金額別に、それからまたその目的別に調べたものを出してくれということを要

りません。そういうような関係で、とりました数字がはつきりしておりませんが、しかし先ほど申しましたように、開銀の十億円というものは、ほとんどこの点について疑問を持っておる。

以上でございます。

○板川委員 参考人の方に伺います。何点かおつしやつた中で、共同行為需給の状況に応じて解除したり強化したり緩和したりすることはない、こう言つております。そこで、輸出のための解除は困るという意見がございまして、この点は過日の委員会で私の質問に対する答弁で、そういうことはないのだ、大体一回出してそれで

第二としては、製品の正常な輸出を目的とする方向において現行法と同様、輸出別ワク制度により繊維製品の輸出の進展をはかることが必要であり、もつて国際収支の改善につとめなければならないということと、新法にあってもそういう考え方を引き継ぐのと、ただしこの制度で「二対一」の比率による廃棄新設又は廃棄解除の方法がそこなわれることのないよう、また、単なる需給調整の手段に用いられないよう、厳格に実施してゆきたまにあります。こういう從来の輸出をやすめたために、厳しいことを政府は言つております。ところが、これは御質問の点にちょっと触れないかと思いますが、われわれのほうの業界としては、先ほど

りませんでした。そういうような関係で、どちら差し上げることにさせていただきたく、開銀の十億円というものは、ほとんどこの点について疑問を持っておる。したがつて私は今度のこの法律で一番大きな欠点は、やみ紡機に対する対策というものがはつきりしてない。したがつてこの過剰紡機のものをなしたやみ紡機が穴があいてるという点については、われわれは非常な不満を持つておる。政府のほうではやるとおつしやつておりますから、私どもは信頼せざるを得ない。おやりくださるだろうと思つておるのでございますが、どうかこの点については政府は行政上厳然たる態度をもつて臨んでもらいたい、こういうふうにお願いしておる次第でござります。

それからいま、金融上の問題で、中小企業にどれくらいの金が必要か、こういうお話でございましたが、これも先ほど申しましたように本年度は十億円を開銀で認められまして、足らぬところは中小企業公庫のほうで借りようというお話になつておる。われわれのほうでも、いろいろ条件つきで開銀から見込みをとつておりますが、ところが見込みをとりますと、三年間にやりますのと、来年度一年間にやりますのと、はつきりいたしません。政府のほうの予算としては、十億円といふものを取りあえず本年の十月以降来年の三月までのものを予定しておやりになつておりますけれども、しかし業者にとりありますと、機械を注文するにしまして、精紡機を一対一で取りかえること。第三点は、試験研究に必要があるため。

○板川委員 もう一点山口参考人に伺いますが、化纖の国際競争力といいましょうか、どういう程度に現在なつておるか、また将来どういうような競争省令できめられたのでは困る、こういふ意味で申し上げたわけでございまして、御意見を承りたいと思います。

○山口参考人 いまの御質問につきましてお答え申し上げますが、合成繊維、化學繊維、特に合成繊維におきましては、最近非常な勢いで伸びております。先ほど滝田さんからも御指摘がございましたが、從来規制法によって曲がりなりにも自主調整をやつておりましたが、これが需給調整の手段にならないように厳格に運用する、こういう政府の答弁が書面によつてな

輸入が自由化された今日、国産品である繊維原料をつくる化學繊維の原料を押えるべきではない。それでございますから、われわれのほうとしては、規制法はもちろんのこと、単独事業法的なものはあるまで反対でございます。精紡機の設置とか、それとは全然違うわけでございまして、高度の科学技術とばく大な資金を要する産業でござりますので、そのためには悪平等、それからワク取り、こういうことに終始してきたわけでございます。なぜそういうことを申し上げますかといふと、ただいま先生の御質問に対しても関連があるわけでございますが、そういうようなことで健全に伸びていくものをいままでは無益に抑えられていました、こういう形でございまして、むしろその規制されたがためにワク取りを無理をしてもやる、こういうような傾向があつたために、伸びていくものが健全に伸びたとは申せないわけであります。なるほど化学繊維の価格を国内的に見ますと、レーヨンにしましても、合成繊維にいたしましても、ある程度先進諸国と肩を並べるかのように見られつつあります。これは各先進国におきましては、それが間接税を設けております。間接税と申しますのは、たとえばイギリスでは仕入れ税、西ドイツでは取り引き高税、フランスでは付加価値税、イタリアでは売り上げ税、こういうようなものを課しております。これは、今度輸出とおそれなになるとその価格の率は非常に高いものでございます。安く入ってくらいますから、まだまだ全体的に考えま

しても合成繊維の——もちろん品種その他にもよりますけれども、その筆頭でございますナイロン、テトロンにいたしましても、まだ国際競争力は欠除している、私はこういうふうに考えるわけでございます。

(委員長退席、始閑委員長代理着席)

○板川委員 滝田参考人と山口参考人に一点、繊維の消費量の問題でお尋ねいたします。

滝田参考人は、法律の目的が合理化と輸出だけにあって内需を考えない、若干片手落ちじゃないか、こう言われておったようであります。そこで、内需をどの程度に見込んでおられるのか伺いたいのですが、政府は今度新法を可決した後に、三十九年、四十三年度の兩年度の繊維の需給の見通しを示す。いわゆる使用停止の共同行為を指示するは命令をする、こういう形になる。その繊維の需給状況を見ますと、合成繊維が三十九年度三十五万トン、四十三年度が五十八万八千トン、四年間に一七%になるといわれております。これは合成繊維ですが、そこで山口さんに伺いたいのです。過去四年間に合成繊維が三倍になっております。ところがここでは一七%しか見えてないから、七割しか見えないよう見ておるわけです。この点ではやや過小評価ではないかというふうに考えられるか、この点を、消費量の点について一つの考え方を伺いたいと思ひます。

それから次に、最低賃金制をすみやかに政府は実施すべきだというようなことを滝田参考人も、また小口参考人も申されました。小口さんのほうははっきりしておるのであります。滝田さんのは、これは全国一律の最低賃金制を政府はしくべきだ、こういふふうな意味でおっしゃったのか、そなへると、結論的に言えば、それはほんの少しこれども買えないんです、これが結論で、背広について言えば、冬服、夏服、合い服、こういうふうに季節を分けての背広を持つてない人が少いんだけれども買えないんです、これが結論で、背広について言えば、冬服、夏服、合い服、こういうふうに季節を分けての背広を持つてない人が少い状態にある。そういう点を見ますと、これはどの国に見合った消費水準と、これはどうなことではなしに、やはり低所得者が、欲望はあるんだけれども、買える状態にするかどうかというところに日本の消費の傾向があるんでないだろうか。消費者こそが王様であるというようなキャッチフレーズで、纖維の宣伝がされておりますけれども、宣伝費にもあんなに金を使う、一社でも多いところは三十億円くらい年間広告費を払っておるんですけど、纖維の消費水準というものが左右されても、むしろ低所得者のほうの購買力をどうつけるかと、いふうな点について御意見を山口参考人に伺いたい。

それから滝田さんに伺います。総合的な繊維の需要は、三十九年度が百四十万トン、四十三年が百七十万トンで、この四年間で二割二分あるというふうに政府は需要の見通しをとつてお

るのあります。それから輸出がこの間に四十五万トンから五十二万トン、一割七分ある、こうしたことになつたとしても、まだ国際競争力は欠除している、私はこういうふうに思いますが、私はどうかといふふうに結びついていますから、断定的にどこだということは言えないと思うのです。しかし、これは少し前ですけれども、國鐵の労働者にアンケートを求めて、そしてあなたはオーバーを何着持つていて、背広は何着持つていて、いまの纖維の消費についてどう考えますか、こういうことを求めたことがありますが、それはほんの少しこれども買えないんです、これが結論で、背広について言えば、冬服、夏服、合い服、こういうふうに季節を分けての背広を持つてない人が少い状態にある。そういう点を見ますと、これはどの国に見合った消費水準と、これはどうなことではなしに、やはり低所得者が、欲望はあるんだけれども、買える状態にするかどうかというところに日本の消費の傾向があるんでないだろうか。消費者こそが王様であるというようなキャッチフレーズで、纖維の宣伝がされておりますけれども、宣伝費にもあんなに金を使う、一社でも多いところは三十億円くらい年間広告費を払っておるんですけど、纖維の消費水準というものが左右されても、むしろ低所得者のほうの購買力をどうつけるかと、いふうな点について御意見を山口参考人に伺いたい。

それから滝田さんに伺います。総合的な纖維の需要は、三十九年度が百四十万トン、四十三年が百七十万トンで、この四年間で二割二分あるというふうに政府は需要の見通しをとつておるのではありません。それでございまして、この四年間で二割二分あるというふうに思ますと、低所得者のほうが高額所得者のほうよりも比較的の上がつておりますが、しかし、支出の面においては、その消費の増大ということが、纖維と

輸出と内需と含めて、いわゆる生産秩序という観点から、需給関係と設備がどうあるべきかという観点で、この法律以外にもう少し幅を広げて考える必要がある、こういうふうに私は申し上げたわけあります。

それから最低賃金の問題はやはり全産業一律だ。全産業一律ですかけれども、どの国が最低賃金を実施した経過を見ましても、望ましいのは織維産業に働く全労働者という対象にしたい。しかし、その網の目をどの程度こまかくするか、荒くするか、たとえば二府県以上にまたがっているというような事業場にするか、あるいは事業場何人以上といふうにするかについては、これは相当詳細な検討を要するのではないだろうか。しかし、そういう具体的なきめのこまかい論議はこれからしなければいけませんけれども、少なくとも織維産業に全国一律の最低賃金をやることだけはやはり必要だ、こういうふうに考えます。

○山口参考人 それでは、私に対する御質問にお答えいたします。
いま、先生の御質問では、この四年間に一七〇%の合成織維の伸びではちょっと見方が少ないのではないか、こういう御質問のように伺いました。それで、私たちのいまの考え方といたしましては、ここに数字を持っておりましたが、合成織維の伸びは、まさに先生の御指摘のとおり、三十三年末はわずか日産二百一トンの設備でございましたのが、三十八年度末は七百六十三トンになっている。それですから、三倍以上の伸びを示しているわけござります。それで、仮登録という、現行法にあります仮登録によって現在設備を

進めておりますのが、今年末には約八十トン、千百トン程度は動いてまいります。それでございますから、七〇%の見方というのは少な過ぎると私は考へる。それから、今まで審議会その他で需給見通しということをやっておられました。これは御承知のように糸換算での見通しだったと思います。それで、合成織維は糸ばかりでございません。綿の段階で、そのままふとん綿にも使われます。また、各産業用の上での需要が非常な勢いで伸びております。でございますから、そういう意味から言つて一七〇%程度にあるいはお役所のほうでお考えになつたかも知れませんが、全体のあれとしましては私は低きに失すると考えます。

なお、私の一番懸念いたしますのは、合成織維がこういうふうに伸びてまいりまして、ナイロン、テトロン、それから最近は夢の織維と言われますボリプロピレン、こういう織維が伸びております。こういうようなものはどうなたが論議されても、何年にはどのくらいの需要があるだろう、こういうようなことは私は神様でない限り絶対不可能だと思います。それで、これは要するにメーカーの需要開拓の努力、それによって伸びてきたわけでござります。それで、私たちのいまの考え方といたしましては、ここに数字を持っておりましたが、合成織維の伸びは、まさに先生の御指摘のとおり、三十三年末はわずか日産二百一トンの設備でございましたのが、三十八年度末は七百六十三トンになつていて、それですから、三倍以上の伸びを示しているわけござります。それで、仮登録という、現行法でも、比重の重い綿、毛と比べまして

参考人に伺いますが、審議会に労働者の発言をもつと強化してほしいという要望がございます。小口参考人はさらに、消費者の代表を入れる、こういう御意見でございましたが、大体五十人のうち労働者代表が何か一人か二人だそうでありまして、これはまことにけしからぬ話であります。どの程度の希望があるか、ひとつ御意見を聞かしていただきたいと思います。

○小口参考人 従来はメーカーと問屋の代表が多かつたと思うのですが、それに対して、いずれにしても業界の諸君は、この法律が通れば独禁法の穴あけなんだということを公然と言つておられるわけです。そういう意味においては、私は特に織維工業審議会に對して、そのような消費者の立場からのあらうなことは私は神様でない限り絶対不可能だと思います。それで、これは要するにメーカーの需要開拓の努力、それによって伸びてきたわけでござります。それで、今後もその一応のしましては、ここに数字を持っておりましたが、合成織維の伸びは、まさに先生の御指摘のとおり、三十三年末はわずか日産二百一トンの設備でございましたのが、三十八年度末は七百六十三トンになつていて、それですから、三倍以上の伸びを示しているわけござります。それで、仮登録という、現行法にあります仮登録によって現在設備を

いるをつくろつてもらつておる程度ですから、私は少なくとも三本足の審議会にはならないと思います。目方が軽くなるのですから量的には多くなる、こうすることも考えていただきたいと思います。以上です。

○板川委員 これは小口参考人と滝田参考人に伺いますが、審議会に労働者の発言をもつと強化してほしいという要望がございます。小口参考人はさらに、消費者の代表を入れる、こういう御意見でございましたが、大体五十人のうち労働者代表が何か一人か二人だそうでありまして、これはまことにけしからぬ話であります。どの程度の希望があるか、ひとつ御意見を聞かしていただきたいと思います。

○小口参考人 従来はメーカーと問屋の代表が多かつたと思うのですが、それに対して、いずれにしても業界の諸君は、この法律が通れば独禁法の穴あけなんだということを公然と言つておられるわけです。そういう意味においては、私は特に織維工業審議会に對して、そのような消費者の立場からのあらうなことは私は神様でない限り絶対不可能だと思います。それで、これは要するにメーカーの需要開拓の努力、それによって伸びてきたわけでござります。それで、今後もその一応のしましては、ここに数字を持っておりましたが、合成織維の伸びは、まさに先生の御指摘のとおり、三十三年末はわずか日産二百一トンの設備でございましたのが、三十八年度末は七百六十三トンになつていて、それですから、三倍以上の伸びを示しているわけござります。それで、仮登録という、現行法にあります仮登録によって現在設備を

いるをつくろつてもらつておる程度ですから、私は少なくとも三本足の審議会にはならないと思います。目方が軽くなるのですから量的には多くなる、こうすることも考えていただきたいと思います。以上です。

○滝田参考人 いままでやつてきた審議会の経過を見ますと、総合部会に私は一人入つておつたのですが、労働代表ということは好ましくないといふことで、そういう表現をされてないのですが、学識経験者というようなことで、登録紡機があれば、何%ということでお登録紡機があれば、何%ということでお操縦を命ぜられますから、もとのベー

スがあつたほうが得です。もとの登録登録紡機があれば、何%ということでお操縦を命ぜられますから、もとのベー

スがあつたほうが得です。もとの登録登録紡機があれば、何%ということでお操縦を命ぜられますから、もとのベー

スがあつたほうが得です。もとの登録登録紡機があれば、何%ということでお操縦を命ぜられますから、もとのベー

行為というようなことは、まだぞろうしろ向きの姿勢になるのではなかろうか、そういう点を心配して申し上げておるわけでござります。

○中村(重)委員 田和参考人、酒井参考人に同様なことをお尋ねいたしますが、この法案が御承知のとおり四年間の限時立法になる。四年後の昭和四十二年度におきまして、過剰紡績の問題が解決するかどうか、この点と、それから四年終わりますれば自由体制に移行するということになりますが、それでよろしいとお考えになつておられる機といたしましては綿紡、梳毛紡、スパン、こういうことになつておりますが、この三つだけが過剰紡機といふことになるのかどうか、現在わかつておられますれば、四十二年度の見通し等についてお聞かせ願いたいと思います。

○田和参考人 この法律が済んだあとで自由競争になつても、われわれのはうは差しつかえないのかどうかといふ御質問のように思ひます。これはいろいろの議論のあるところでございまして、現在の過剰の事態を来たしたのが多年の統制の結果である、したがつて、過剰といふものが結局また業界の負担になつておる点から考へれば、これは自由競争にゆだねて、一切統制的なものは排除してしまつたほうがいいのだという見方がございます。また、たびたび申しますように、綿業界というものは五万錠以下の小さい業者が八〇%を

占めておる、こういうようなものが、ほんとうの意味においての自由競争ならば、おののが責任を持つて経済原則に従う自律調整の道が開かれるのであります。しかし、はたしてそう

世界の安定も期せられるということも考えられます。しかし、はたしてそういうような事態になるかどうかという点については私は疑問だと思います。

したがって、こういうような中小企業を主体とする産業にはやはり国際的な計画的な要素のものが必要なんだ

といふ見方をとる人もございます。しかし業界は動いております。動いておる一番大きな原因は、私は労働者にあります。労働者の不足というものが、個々の企業にまかされておる以上

これが自由競争の一番悪い欠点だ

る。これが自由競争の一番悪い欠点だ

るものでございますが、ただ将来の見通しになりますと、いろいろ意見が違つてくると思ひます。自由競争がいふべき悪いとかいう話になりますと非常にむずかしい問題になりますと個人として考えておりますことは、私個人として考えておりますことは、非常に競争原理が行なわれると、社会は非常に発展していくのだと思ひます。ところが、日本の現状というものは、そのほかに生産数量競争が完全に行なわれるわけです。そこに不況が出てくる。これが自由競争の一番悪い欠点だ

る。したがって、日本人が社交的でないし、しかもまた社会道德にも欠けてくるというような事態が起こつてきておりますので、この問題は、結局日本であります。しかしながら、はたしてそ

うであります。そしてそれによって業界の安定も期せられるということも

あります。しかし、はたしてそ

る。したがって、日本人が社交的でないし、しかもまた社会道德にも欠けてくるというような事態が起こつてきておりますので、この問題は、結局日本であります。しかしながら、はたしてそ

うであります。そしてそれによって業界の安定も期せられるということも

あります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

うであります。しかし、はたしてそ

さん、酒井さん、山口さん、ともにひ

とつお答え願いたいと思います。

○田和参考人 最賃法をしく用意があるかないか……。

○加藤(清)委員 いや、制度です。

○田和参考人 私は法律と聞きましたが、先ほどからのお話を聞いておりま

すと、現在最賃制で一番問題になりますのは、われわれの関係いたしまする紡績業でなくして、むしろそれ以下、と

言つてはいけませんが、二次製品、三次製品、むしろ家内工業に近いような

部門にあるように考えるのでございま

す。われわれのほうの紺績部門におきましても、会員の大部分が現在全織と

労働協定を結んでおりまして、事実上これをやつておるのでございまして、いまさらわれわれの業界としてこの制度のよしよしを論ずる時期ではないよ

うに私は考えます。

○酒井参考人 ただいまの田和参考人と同様の意見でございまして、われわれも全織との交渉において初任給その他が全部きまっているわけでございまして、たまたま地方あたりでいろいろそういうことが小さい企業との間に話が行なわれておりますが、実際に問題としてわれわれ業界はそれを上回つている状態でございますので、いまここで問題視する必要はないかと思ひます。

以上でございます。

○山口参考人 私も、いま田和参考人並びに酒井参考人の申し述べられたとおりでございまして、私のほうでも化織の専業七社が全織の滝田さんはじめ皆様方とよくお話し合いをしているわけございまして、意見といたしまし

てはお二方と同意見でございます。

○加藤(清)委員 お答えを額面どおりのできるところまであります。しかし、中小企業と申しますが、ここまで広げてはきま

よつて、組合のできているところはおつしやられるとおりになつてあるかもわかりません。しかし、私の調査や

労働省の調査はさうようになつております。

せんのを、私は非常に遺憾に思うわけ

でございます。

そこで、滝田さんにお尋ねいたしま

すが、組合のできないところ

は、はたして組合のあるところと同等

の待遇を受けているかいないか、ある

いはまた、組合はあつても、いまお三

方がおつしやるようになつてないところ

ころが労働省の調査や私どもの調査で

はあることを、私は知っているのでござります。そこで、そういう問題についてどうなさるおつもりか。逆に、今度お三方に、未組織のところに労働組合をつくろうといたしますると、何やら勢力が作用いたしまして、それがで

きない結果になる、できてしまつて

も、これがこわされる結果になるとい

うですか。もう新しくなつた自由化の

今日、せめてガット三十五条の援用を

レーバー・ダンピングなるがゆえに適用されないようにすべきであると私は

思つてお三方はどうお考えでございま

ります。

○滝田参考人 いま非常に広範な問題

を含んでいるわけですが、組織の増加

傾向を見ますと、全織がいま四十六万の組織で、企業の数が千二百をこえておりますが、ここまで広げてはきま

たけれども、それ以外に未組織のところが相当あるのです。未組織のところ

の正確な労働条件というものを把握す

るのは困難ですけれども、まあ大ざつ

ぱにいえば、組織労働者よりも実額に

おいて賃金が二割ないし三割低いので

はないか。しかし、それは実額で、そ

れだけの差があるところにもつてき

て、労働時間が長い。それから付加給

付が非常に悪いです。ですから、共同化

でもして、食事なり住宅対策なり、

中小企業の人たちにいよいの場所を与

えるようなことが各産業地域にできな

いものだろうかどうか。そういう点に

ついては、中小企業の人たちは、単に現金収入が低いという以外に、もっと

大きな圧迫を受けているのであります。

それには中小企業自身のいわゆる

共同化、体质改善という問題もありま

すが、それ以外に大企業の加工賃とい

う一つの大きな力によって押さえられて

いる面があります。ですから、加工賃

をどう上げるかというときに、やはり

私どもが幾ら努力をしても、組織を拡

大するのには限界がありますから、そ

の労働条件を引き上げ、その労働力を

確保し、そして二重構造の体质改善を

するということに最も有効で現実的な具体策というものは、やはり最低賃金制をしく、そしてその最低賃金が払え

る状態にまで加工賃を引き上げ、ある結果的には原糸メーカーだけの振興策になつてしまふのではないかという点を非常におそれておられるわけです。

であります。あいう大事な審議会に

こそ労働関係の代表者を入れるべきだと思います。これは国際常識だし、国

ないだらうか。そういう点に問題を置

きかえてみますと、この中小企業の織

維の問題がやはり一つの大きなモデル

ケースにでもなつて——各国の歴史を

見ますと、私は審議会でもこれはたびたび発言するのですが、最低賃金制に

ついては大体経営者側のほうはほとんど反対です。しかし、やつたあと数年

たって振り返ってみて、あのときやつぱり中小企業の体质改善をしておいて

よかつたという結果が各国では出てい

るのです。そこを政府がやはり政治的

にものを判断しなければいけないので

はないだらうか。そういう点で、この

合規化と体质改善の問題については、

労働条件の差をなくす、そういう前

向きの、あるいは生産性を持った金融

税制対策というものが必要なではない

いだらうかと思ひます。

それから、各界で触れるなどをい

がつておられる問題がさつきから論じられ

ております。それは織維の流通機構

がいまの状態でいいかどうかという問

題です。織維には、生産者という立場

をとつてゐる人と、多分に投機的な人

があるということです。これがまた産

業界をかなり混乱させてゐるのではないかどうか。そういう面はこの問題と

は別ですが、そういう問題があるとい

うことだけを指摘しておきたいと思ひます。

府関係では輸出最高会議的なものが持

つ忘れておつた問題がありますが、政

策、中小企業対策、消費者対策とい

うものが一般考慮されなければ、これは

実情を考えますと、私が先ほど意見と

して述べましたような中での労働者対

くさん見ておられます。そういうような

結果的には原糸メーカーだけの振興策

になつてしまふのではないかという点を

非常におそれておられるわけです。

○加藤(清)委員 輸出振興が今日の至

くある低賃金、レーバー・ダンピング

グを、まずおのれみずから解消するよう御努力をお願いするわけでござります。

次に、お尋ねしたいことは、糸へんの業界のもう一つの問題点は金融であります。

倒産続出のおりから、その内訳を調べてみると、糸へんが非常に多い。特に糸へんの流通部門が多い。この問題は、いま滝田さんもちょっと触れられた、また田中君も質問したいと言つておられましたが、御遠慮なさったようです。問題は、三品市場がギャンブル化しているということ、これは本日代表が見えませんので、いずれ別な時期にお尋ねしたいと思つますけれども、これを解消せんければならぬと思います。

次に、今日行なわれている金融機関の歩積み、両建ての問題、これを一体どの程度業界を受けているのか。その業界というのは、十大紡とか毛の六大紡とかあるいは化織の基礎部門というふうでなくして、系列下の中企業に対する歩積み、両建ての実態をお漏らし願いたいと存じます。

次に、同じ金融の問題で、政府が、設備更新のために十億とか、あるいはプラス二十億で三十億とか言っておられますけれども、これは全くズズメの涙で、これだつたら十万締の設備はあるか、これを全部一工場に投入したとしても、経済単位の一つの工場もできぬ程度のものなのです。なお将来問題になりますのは、今日設備増設の場合に業者が金融機関から借りておる権利金が、非常に大きな担保のウエートを占めているということを知らなければなりません。しかし、この権利金は、

やがてこれが時限法、失効法になりますと、これは喪失していくことを予想しなければならない。したがつて、金融機関ではすでにそのことを二年も前から調査をしているわけでございます。いかにして貸してあるものを引き揚げようかという目標のためでござります。こうなつてまいりますと、三十億や四十億なんというものは、スズメの涙、二階から目薬と言つても過言ではないと思うのです。そこで、ほんとうに糸へんから倒産を救うには、特に中企業を倒産から救い、その中小企業に労働者が喜んで働くいたげるようになるには、一体どの程度どういう金融を望まんとするのか。開銀融資などと言わわれたら、これは目の前にえさをぶら下げられて走れ走れといふ犬と同じだと思う。手が届かないのを受ける糸へんの中小企業は何軒ございましょうか。中小企業金融公庫の対象にもならないようなところにたくさんの方の問題があるわけです。したがいましてこの点についてお三方の御意見を承りたいと存じます。

○田中(武)委員 ちょっとと関連いたしました。実は加藤さんの質問がさらりと通過したので、その点だけ皆さんの中には御意見があれば伺っておきたいと思うのです。

それは、先ほど加藤さんが触れました、この法律はいわゆる生産段階においては、自由競争をたてまえとする商取引所があるということですね。このことについて、今度流通の面においては、自ら競争をたてまえとする商取引所があるということですね。このことについては、大資本の経営者はどちらかとい

が、参考人の各位で特にこの問題について御意見がありましたら、一緒にお答え願いたい、こう思います。

○酒井参考人 金融の問題でございま

すが、金融自体というものははどうしてもケース・バイ・ケースになりまして、信用のないところには貸されない。したがつて、一般的にいえば、中小企業すべてが信用がないとは申しませんが、一般的に言つてみて中小企業が不利になることは当然であると思います。したがつて、こういう意味においておきましても、社会政策的な意味において出てきているので

それから、その前に権利金がなくなる。これによつて銀行が引き締め出しことを同じだと思います。手が届かないのを受ける糸へんの中小企業は何軒ございましょうか。中小企業金融公庫の対象にもならないようなところにたくさんの問題があるわけです。したがい

ますと、実際の問題としては、小さい紡績はかえつて強いというような事態でござります。と申しますのは、小さい紡績は機屋から出た紡績が多いのでござります。と申しますのは、小さな紡績は機屋から出た紡績が多いのでござります。できただ糸の消化先は完全に機屋とつながつてゐる、いわゆる注文生産が多い、こういつたことで、わりありと強い業態になつております。

それは、先ほど加藤さんが触れました、この法律はいわゆる生産段階においては、自由競争をたてまえとする商取引所があるということですね。このことについては、大資本の経営者はどちらかとい

るため、新取引方法というものを研究中でございます。これはとにかく売れない糸はつらない、できるだけ生

産者と需要家との間のコネクトをつけ

ていいこう、そうして安定しようと、こう

いう考え方でございます。従来ややも

すれば、先ほど取引所がギャンブル化

しておりますのと、いま一つは、そ

ういった経営者が借金をして次から次

に新しい仕事をしていく、そういう経

営者が非常に世論で評判になる、こう

いった事態が起きている関係上、どう

もういふのは、もうけ

をやっていくという、こういう傾向が

出てきておるところに欠点があるの

じゃないか、かよう思つてござ

います。

なお、われわれの業界だけから言

うますと、実際の問題としては、小さ

い紡績はかえつて強いというような事態

でござります。と申しますのは、小さ

い紡績は機屋から出た紡績が多いので

ござります。できただ糸の消化先は完全

に機屋とつながつてゐる、いわゆる注

文生産が多い、こういつたことで、わ

りありと強い業態になつております。

それは、先ほど加藤さんが觸れまし

たしましたして逆になつてゐる。したがつ

て、金融引き締めが行なわれますと、黒

字倒産というような事態が発生するわ

けでござります。これらの点も、もち

ろん經營者自体が考えるべき筋合いでござります。

ものだとは思ひますが、經營者が從来

のことへ大資本の經營者でございませ

んで、現在の經營者は、どちらかとい

うふうに考えておるわけなんですか

が、参考人の各位で特にこの問題につ

いて御意見がありましたら、一緒にお

答え願いたい、こう思います。

○田中(武)委員 ちょっとと関連いたしました。実は加藤さんの質問がさらりと通過したので、その点だけ皆さんの中には御意見があれば伺っておきたいと思うのです。

それは、先ほど加藤さんが觸れました、この法律はいわゆる生産段階においては、自由競争をたてまえとする商取引所があるということですね。このことについては、大資本の経営者はどちらかとい

うふうに考えておるわけなんですか

が、参考人の各位で特にこの問題について御意見がありましたら、一緒にお答え願いたい、こう思います。

○加藤(清)委員 時間を急ぎます

で、あと簡単に二点質問してみたいと

思います。

一番の問題点でござりますこの法律

が施行されまして、はたして交通整理

ができるかできぬか、ほんとうにゴーストアップができるかできないか。それがするのには政府に対しとんでもないかという問題でございます。これについてどのように一体お考えであるか。どのように希望していらっしゃるのでしょうか。私は、十年前ここで審議いたしましたときに、参考人として出られました綿紡協会の会長さん、羊毛紡績会の会長さんに、私は無理ではないかということを申し上げたわけです。なぜかならば、制限をしたいのは、おのれの設備ではなくて、よその設備である。したがいまして、もしスクラップ・ダウンということが正確に行われれば可能かもしれませんけれども、それについて日本政府は何ら資金的援助を考えておらないようござります。これはもう後刻また政府とり合うことでございますが、イギリスのときは、すでに御存じのとおり、スクラップ・ダウンするため、紡績に対しても日本金に直したら九百億円余出している。機屋に対しては六百億円余出している。そしてそのスクラップ・ダウンするところの期限まできつと切って、それが正確に行なわれたものに次の設備増設を許すという制度を確立して、スケジュールで進んでいっているわけです。材料が統制であった時代に、なお泉州だけで八十万錘も幽靈が出ていた。これについて何打つ手がなかつたわけです。その結果は、正直者がばかを見た。それで、毛に例をとつてみると、ぶつ倒れが非常にたくさん出たのです。そのことは、あなたはよく御存じのはずです。

吸収されていきました。さて再び同じ問題がここで繰り返されているわけですか。はんとうに交通整理ができ、ゴー

ストップができるかできないか。それをするのには政府に対しとんでもないかといふと御希望になりますか。これはひとつ声を大にして言つていただきたい。お三方にお願いします。

○酒井参考人 いまもそろでございまが、過去一、二年の状況は、原毛高による赤字が続いているわけでござります。その間、形式は別としまして、実際につけられた会社も多々あります。それは事実でござります。それで、これは一休度の新法に乗つた場合には、はたして過剰設備の処理ができるかどうか、こういう御質問だらうと思いますが、これは一にかかるて、業界の経営者が、自分らの業界をどう見るかという考え方でござります。

普通の会社といたしましては、どうも利益主義であり、横の相対的な関係になりますので、希望としては、他の業者を封緘をたくさんしてもらつて、自分だけは解除してもらいたい、これが通常の考え方だらうと思います。したがつて、そういうところの各会社がそういうふうな考え方でいった場合、一体業界はどうなるのかというところの認識いかんにかかっているとおもいます。事務局といたしましては、それらの点をよく調整しながら、できるだけこの法律の趣旨にのつとつてそれを達成したい、こういう気持ちでおりますが、要は業界の首脳者がこの羊毛、紡績業界をどう見るか、どうやつて協力して目的を達成するかという認識いかんにかかっていると私は思います。

○加藤(清)委員 私は、法律をつくつてものとつてみますと、どちらがどちらぬという問題が出てくる。時間外労働をしてようやく大企業の従業員と同じ程度の給料がもらえる、こういふ制度が生まれてきちやうのです。そこで、ほんとうにおのれの左手を切り右手を切ることができるようにするに、勇気だとかあるいは期待だとか念願だとか道德論でなくして、法律論で

行に移されない、こう思うのでござります。したがつて、私どもの考え方としては、もういまこの条文の修正ができるかもしれません。実際の取引値段というものはそれほど高くはなかつたわけでござります。その点だけちょっとお答えしたいと思います。

○田中(武)委員 天然繊維のほうはどうです。これはいからなものであります。そこではっきりと答弁するという形であります。これはいからぬと思うのです。これがいからぬと思うのです。

○山口参考人 私は、田中先生の御質問にお答えいたします。

○二階堂委員長 ちょっと参考人の方にお願い申し上げますが、先ほど田中武夫委員のほうから質問がございましたが、何か御意見がございましたら、ひとつお述べいただきたいと思います。

○田和参考人 縿について田中先生の御質問にお答えいたします。

縍の場合は、羊毛の場合、化繊の場合と多少事情が違うように思います。が、われわれ化繊業界は、昨年のたしか三月十三日に、繊維に関する小委員会のときに参考人として私呼ばれました。そのときにも申し上げましたが、現在われわれのところでは、わざわざのところで、生産の量といふものは大体半年ぐらゐ先まではわかっております。それでも市場が動いていく。というふうながたがつてその統制下における取引所といふものの存在がおかしいではないか。理論的には全くそのとおりでございますが、現在われわれのところで、生産の量といふものは大体半年ぐらゐ先まではわかっております。それでも市場が動いていく。というふうなことだと考へる。なぜかと申し上げれば、天然繊維のほうの事情は私にはよくわからりませんが、化学繊維の化纖取引所といふのは私は全然反対、廃止すべきだと考へる。なぜかと申し上げれば、化学繊維の特徴と申しますのは、気候風土に左右されないで一定のものができますが、それが完全反対、廃止すべきです。そこには日々技術改良が行なわれているわけです。そのため人絹、スフの取引所がござりますが、これは私は絶対反対です。これはかつて私のほうの協会長の賀集さんが、かれど私が不自然な動き方をするかどうかという点が問題かと思います。それで、取引所の存在が輸出の阻害になるという議論はたびたび起きるのですが、それが日本に対する妨害になるのかどうかという点が問題かと思います。それで、取引所の存在が輸出の阻害になるという議論はたびたび起きるのですが、それが日本に対する妨害になるのかどうかといふことは、取引所値段が不適に下がる場合がございます。たとえば、先年金融引き締めの場合に、商社がみんな手持ちの产品を売つて現金がえを

して、非常に価格が実勢以上に下がりました。その下がったものが輸出価格に影響いたしまして輸出の阻害になつた。したがつて、こういう場合の取引所といふものは無用であるという議論が、生産者のほうから強く呼ばれたのでございますが、しかし、現状においてはたして価格が相対で、あるいは現物だけの取引になつて、安定した市場ができるかというところについて、綿において多少の問題が残つておると思います。

○滝田参考人 私は、羊毛、化織のように、現在編において全廃を叫ぶのはまだ早いというふうに考えております。

○田中(武)委員 滝田さん、産業労働者の方の立場からどうです。

○滝田参考人 われわれの認識は、大体いま三人の方が言られたところに現状はあると思います。しかし、もう少し労働組合という立場からはつきりものをお言えといふことになれば、いまの取引所はやはり根本的に改めなければならぬものがあると思います。一べんなくすることは、なかなかいろいろなきさつがありますからできないでなくすることは、なかなか難しいと思います。

○加藤(清)委員 つなぎの場であるべき三品市場が投機の場と化して、証券市場が悪くなつた、その反動でその三品市場の理事長が腹を切らなければならぬというようなことは、それ自体よくないことであると同時に

に、その結果は原料高の製品安となり、あるいはすでに契約を行なわなければならぬ長期契約が短期になり、それが取引所をなくしてしまつて、そうしてはたして価格が相対で、あるいは現物だけの取引になつて、安定した市場ができるかというところについて、綿において多少の問題が残つておると思います。

○滝田参考人 最後に尋ねしたいのは、織維の輸出の可能の程度及び米国の制限について——何も米国だけではございません。ほんどの国が日本の織維製品について制限を行なつてゐる。その最大のものがアメリカだと存じます。したがつて、アメリカにしばつてお尋ねいりますが、二国間の国際協定、振興協定が生まれようとしているやさきであります。いずれ後刻これは外務省の先刻御存じのこととございましょう。これが日本をオミットして、E E C諸国と関税一括引き下げに関連して、イギリス、フランス等の国の利益供与になるような条件でもつて国際協定が生まれようとしているやさきであります。いずれ後刻これは外務省その他を呼んで慎重に検討したいと思っておりますが、この点について特に羊毛紡績会のほうはどうお考えでござりますか。でき得るならば、私は、この際アメリカにもござりますように、羊毛紡績会等をこの日本の国会にパストール委員会等をこの日本の国会にもつくつて、そうして正常な輸出振興に寄与貢献すべきである、かようになっておりませんが、この点について特に羊毛紡績会のほうはどうお考えでござりますか。でき得るならば、私は、この際アメリカにもござりますように、羊毛紡績会等をこの日本の国会にもつくつて、そうして正常な輸出振興に寄与貢献すべきである、かよう

に、その結果は原料高の製品安となり、あるいはすでに契約を行なわなければならぬ長期契約が短期になり、それが取引所をなくしてしまつて、そうしてはたして価格が相対で、あるいは現物だけの取引になつて、安定した市場ができるかというところについて、綿において多少の問題が残つておると思います。

○酒井参考人 自由貿易主義を世界に押しつける米国が、その逆の行き方を

して、この条件に沿うて、現在の輸入制限政策というものを改めてもらうこと

をわれわれとしては要求する権利があ

る、かようになっておりまして、すでにこのアメ

メリカのセブンボイントは、全部これ

とになっております。したがいまし

て、日本といたましまして、すでに三

年を協定してあるのだから、この期

間は何も言ひよがないのだ、こうい

うような消極的ではなくて、要するに

市場を開鎖し、あるいは制限するとい

うような状態を政府がほうつておいて、法律の改定もあつたものでない、

かようになってくる。こういうおそれがあ

りました。そのため、われわれは、

業界だけでなく、日本の国すべてが

こういう制限貿易に対する考え方方に反

撃をしていただきたい、かよう思

うわけでございます。

なお、さらにつけ加えて申し上げま

すならば、アメリカは、いまのよう

にワクは現在つくつておりませんが、

かりません。しかしながら、その実際

に、現在編において全廃を叫ぶのはまだ早いというふうに考えております。

○田中(武)委員 滝田さん、産業労働者の方の立場からどうです。

○滝田参考人 最後に尋ねしたいのは、織維の輸出の可能の程度及び米国の制限について——何も米国だけではございません。ほんどの国が日本の織維製品について制限を行なつてゐる。その最大のものがアメリカだと存じます。したがつて、アメリカにしばつてお尋ねいりますが、二国間の国際協定、振興協定が生まれようとしているやさきであります。いずれ後刻これは外務省その他を呼んで慎重に検討したいと

思つておりますが、この点について特に羊毛紡績会のほうはどうお考えでござりますか。でき得るならば、私は、

その他のことを根柢にしてでき上りを重んじておるわけでございます。

○田中(武)委員 お答えいたします。

ただいま加藤先生から、アメリカの問題を取り上げて御質問がございました。私は敬意のため、ずいぶん業界のお三方とも、向こうへ行かれまして、いろいろ御努力あそばされておることに、私は敬意を持ってまいりますと、もはや無視する

ことはできませんけれども、それがカナダに波及し、豪州に波及しとすることに相違ありません。この点について特に羊毛紡績会のほうはどうお考えでござりますか。でき得るならば、私は、

その他のことを根柢にしてでき上りを重んじておるわけでございます。

○酒井参考人 自由貿易主義を世界に押しつける米国が、その逆の行き方を

して、この条件に沿うて、現在の輸入制限政策というものを改めてもらうこと

をわれわれとしては要求する権利があ

る、かようになっておりまして、すでにこのア

メリカのセブンボイントは、全部これ

とになっております。したがいまし

て、日本といたましまして、すでに三

年を協定してあるのだから、この期

間は何も言ひよがないのだ、こうい

うような消極的ではなくて、要するに

市場を開鎖し、あるいは制限するとい

うような状態を政府がほうつておいて、法律の改定もあつたものでない、

かようになってくる。こういうおそれがあ

りました。そのため、われわれは、

業界だけでなく、日本の国すべてが

こういう制限貿易に対する考え方方に反

撃をしていただきたい、かよう思

うわけでございます。

なお、さらにつけ加えて申し上げま

すならば、アメリカは、いまのよう

にワクは現在つくつておりませんが、

かりません。しかしながら、その実際

くして、毛製品に対するすべての輸入をつくることがあります。こういったことを日本といたしましては積極的にこれをはざせる、こういう方向に進むべきであろうと考えておるわけでござります。

○滝田参考人 私は、最初にケネディ政権ができたときに、ちょうど綿製品をはじめ日本の主要輸出品に対して制限傾向がありましたから、たまたま大統領と会ったときに、自由化を促進するアメリカが制限をするということは納得できないということで直談判して、そのときに大統領はこういうことを言つたことを記憶しております。それは、アメリカの政府は、業界あるいは労働組合の自由な動きについて法律的な権限を持っていないから、直接団体——まあ経営者なら経営者同士、労働組合は労働組合同士でやつてもらいたい、自分は勧告を出すことはできるからということで、勧告を出してもうつて、それでボイコットを一回やめもらつたことがあります。そのあとで、この二重価格の問題の、いま田和さんのおつしやつたような問題が起つて、また行つて、今度は労働長官に会つて、それで相手の労働組合の反対運動を押えてもらつた経験があるわけです。ここであまり詳しくもお話しできませんけれども、アメリカに対し日本政府はもつときどきとした態度をとってもらいたい。それは、アメリカと輸出入の関係でいえば、日本のほうが輸入超過の関係にあるし、原料の最大の顧客であるといふ点から見れば、もっとアメリカに対しはつきりものと云うべきではないだろか。そういう点については、わずかアメリカの全消

費量の中に2%以内を占めるような輸入に対して、それが直ちに雇用問題、失業問題に響いてるという言いがかりは少し過ぎると思います。そういう点については、政府は出先の經濟担当関係者のほんとうの報告をしつかりつかんで、そして言うべきところははつきり言うという態度をとつてもうしたいと思います。

大体纖維の経営者というのは、各国ともときわめて保守的で、これは前におられるのでまずいですけれども、アメリカの纖維の業界も相当なもので、特に南部にいけばその傾向が強いのですが、しかし、そのことが共通の問題として指摘されるばかりではなくて、気をつけなければならぬのは、労働組合が一緒だということです。アメリカの場合は完全に一致であります。

実例を簡単ですから申し上げてみます。私は労働組合の代表とマイアミで制限をやめてもらいたいという話をしているときに、その労働組合の態度が変わることについて、経営者が、ニューヨークから飛んできて、マイアミに組合と打ち合わせに来ている、そこは市場開拓調査だけやっておるという問題が起つたことがあります。これは国会の速記録としては非常にまずい問題でありますけれども、背景としては労使が一体になつているところでは、まだ行つて、今度は労働長官に会つて、それで相手の労働組合の反対運動を押えてもらつた経験があるわけです。ここであまり詳しくもお話しできませんけれども、アメリカに対し日本政府はもつときどきとした態度をとってもらいたい。それは、アメリカと輸出入の関係でいえば、日本のほうが輸入超過の関係にあるし、原料の最大の顧客であるといふ点から見れば、もっとアメリカに対しはつきりものと云うべきではないだろか。そういう点については、わずかアメリカの全消

思つて、毛製品に対するすべての輸入に対して、それが直ちに雇用問題、失業問題に響いてるという言いがかりは少し過ぎると思います。そういう点については、政府は出先の經濟担当関係者のほんとうの報告をしつかりつかんで、そして言うべきところははつきり言うという態度をとつてもうしたいと思います。

大体纖維の経営者というのは、各国ともときわめて保守的で、これは前におられるのでまずいですけれども、おそらくこれから電気部品について特殊なものをつくつておりますから、その品目だけだと日本から入つてくると、全纖維の消費量としては少ないけれども、一地域について決定的な打撃をこうむるという傾向が出てくる。そうすると、一地域においては猛烈な反対運動が起こるわけであります。大統領選挙その他の政治的な問題がからんで、そして連鎖反応が起つてくる傾向がありますから、そういう点については、日本の商品の輸出についても、品目別に急増しないといふことをやはり一つはたて考えとしなければならぬでしょう。それから取引価格については、商社関係の駐在員は、よけい売れさえすればいいといふことをやつておられるし、メーカーのほうは市場開拓調査だけやっておるという関係にあって、この間に連絡がうまくいくつてない。そのため過当競争が生じて、非常に相手方の市場を攪乱するという問題が起つておりますから、そういう面については、政府は、輸出の関係者について、一体日本側にどういう問題をかかえているのかといふことにについて、相手側に抗議を申し込んだらこっちが逆に突かれたといふことのないよう、対内整備といふことを心がけてもらいたいというふうに現実があるということであります。

そういう点を見ますと、日本の国内はどうかといえば、政府に對してき然とした態度をとつていただきたいと同時に、こっち側が向こうへ何か申し入れに行つたら、とんでもない、こっち側に非があるじゃないか、そういうふうな現実があるということであります。

○加藤(清)委員 それなればこそ、私は、アメリカで行なわれておりますように、本件に関しては、ペストール委員会式のものをつくつて、業界のみならず、労働者のみならず、これは輸出商も、輸出関係者もこそると同時に、これに対する経済外交の責任の政

○小口参考人 御質問の趣旨は、ペストール委員会の設置についての意見ですか。

○加藤(清)委員 と同時に、アメリカに対する輸出振興の問題です。

○小口参考人 これは世界的にそれを資本主義の競争をやつてあるところからくる本質的な矛盾もあって、先進国が後進国の資金ダンピングに対する規制という形でこの問題は起きておると思うわけです。したがつて、私どもこれまでましたように、アメリカは、日本側に非があるじゃないか、そういうふうな現実があるということであれば、こっちが逆に突かれたといふことについて、相手側に抗議を申し込んだら、こっちが逆に突かれたといふことについて、相手側に抗議を申し込んでいると、輸出はただ外貨を獲得さ

本の纖維製品を制限するという原因の一つであるという自由価格制度、コットン・ファーマーを助けるためのあの制度は解消しました。それからまた、せつかく触れられましたから何でございませんが、ケネディさんが存命中、ジョンソン及びルーズベルトをして日

点にかんがみて、繰り返して申し上げますが、最低賃金制というものが一番重要なかなめであるということを繰り返して主張したいわけです。

○二階堂委員長 麻生良方君。

○麻生委員 だいぶん時間が切迫しておりまして、参考人の方にはたいへん恐縮なんですが、私がしんがりだうと思いますので、しばらく御意見を承らしていただきたい。

初めに滝田さんにお伺いしたいのですが、先ほど滝田さんの御意見についておられました。この御意見については非常に重要な問題が含まれておる。つまり、一面的には、開放経済を前にして、日本のあらゆる産業体制を合理化していくかなければならないという、ある意味での絶対的な立場がある。それから、それと同時に、日本の産業構造がまだ完全にコントロールされていない、つまり高度成長政策が大企業の面においては相当の成功は見ているけれども、かえってそのために二重構造の状態がよりはなはだしくなってきているというような状態の中では、この法律が施行されていったらどうなるだろうかという問題を提起されておる。きわめてこれは重要な点だと思うのでありますけれども、そういう点にかんがみまして、この審議会の小委員、滝田さんもお入りになつておられる委員会の中で、滝田さんのようなお考えを持つておられた委員の方がほかにおありになつたかどうか、そういう点について少しく述べたいと思います。

○滝田参考人 いま言われました設備

審議会で、小委員長は稻葉秀三さん、稻葉秀三さんは大体似通つた意見であります。いまの通称言われていることばで

いうところへいっても弊害がある、そ

うかといつて日本の自由主義あるいは本主義経済はこうでたらめでもいか

ぬだろう、そして自主調整というか、

意見の中でもござりますが、私がしんがりだうと思いますので、しばらく御

意見を承らしていただきたい。

初めに滝田さんにお伺いしたいのですが、すけれども、先ほど滝田さんの御意見についておられました。この御意見については非常に重要な問題が含まれておる。つまり、一面的には、開放経済を前にして、日本のあらゆる産業体制を合理化していくかなければならないという、ある意味での絶対的な立場がある。それから、それと同時に、日本の産業構造

がまだ完全にコントロールされていない、つまり高度成長政策が大企業の面においては相当の成功は見ているけれども、かえってそのために二重構造の状態がよりはなはだしくなってきているというような状態の中では、この法律が施行されていったらどうなるだろうかという問題を提起されておる。きわめてこれは重要な点だと思うのでありますけれども、そういう点にかんがみまして、この審議会の小委員、滝田さんもお入りになつておられる委員会の中で、滝田さんのようなお考えを持つておられた委員の方がほかにおありになつたかどうか、そういう点について少しく述べたいと思います。

○滝田参考人 いま言われました設備

条件を出している。今度の審議会は、運用、それから権限を強化して、その

運用、それから権限を強化して、その

態度でお臨みになるかという点をちょっとお聞かせいただきたい。

○小口参考人 この法律についての基

本的な考え方、先ほど述べましたよ

うに、これは設備制限法などいなが

く、結果的には織維大手の独占が一そ

う寡占化する危険性を持つておる。そ

ういう意味で、とりわけ今回の織維工

業設備審議会、このものは、「設備」を

取ってしまった、織維工業審議会に

なった。そういう意味で、織維行政

が、伝統的に大手の保護育成という立

場ではなくて、もっと広い意味の消費

者の立場に立って、織維行政というも

のをもう少ししなければならぬ。

それから中小企業の立場においても、

十分な意見が反映するような仕組みに

しなければならぬ。そういう意味で、

中企労働者、消費者という考え方

を出したのです。

○麻生委員 私そのところをもう少

なくして、相当あつたのですけれども、

実際の運用の面になると、業界がやれ

れ、こういうかつこうで、通産当局は

まとめるのにどうしようもないといいう

状態だったと思うのです。そして、で

きあがつたものは、あまりほつきりし

ない文章で、かなりむずかしい案が出

てきた、こういうことです。やっぱり

学識経験者という業界でない方たちの

意見がもう少し通るような形でやって

もらいたい。これは通産省の織維局長

がおられてますいかもしれぬけれども、

意見がまだまだあるかも知れぬけれども、

から見て、もう少し具体的にどういう御意見を出されるかということをお伺いしたいのです。少し込み入った御質問で恐縮なのですが……。

○小口参考人 その点について、全

てとして、これは法案の制定過程で

答申を骨子にして、やっぱり強力な行

政指導をやつてもらいたい。この行政

指導については、過去の苦い経験で業

界に反対する人が多い。いわゆる官僚

統制はいやだ、またそれはかえって失

敗で悪を助長するという面で、きわめ

て反対が強いのですけれども、それ

は、かつての官僚統制というものと、

議会の権限を強化して、その権限強化

というようなものが行政の指導と相

まっていくような形でないといいかね

のじやないだろうかというのが、大体

の考え方なのです。しかし、現にこれ

は通産当局がおやりになっておられる

ところですが、やっぱり各業界がまつこう

から対立しているわけです。どちらか

の考え方なのです。しかし、現にこれ

は落ちついた方針を強力にやることに

私は思う。ですから、私は、あくま

でも広く協議されて、そうして客観的

な落ちついた方針を強力にやることに

ついては、やはり行政当局もやりやす

い状態に持つていかなければいかぬ、

こういうことです。ですから、意見と

しては、必ずしも私の意見が少數では

なくて、相当あつたのですけれども、

実際の運用の面になると、業界がやれ

れ、こういうかつこうで、通産当局は

まとめるのにどうしようもないといいう

状態です。

から見て、もう少し具体的にどういう

御意見を出されるかということをお伺

いしたいのです。少し込み入った御質

問で恐縮なのですが……。

○小口参考人 その点について、全

てとして、これは法案の制定過程で

答申を骨子にして、やっぱり強力な行

政指導をやつてもらいたい。この行政

指導については、過去の苦い経験で業

界に反対する人が多い。いわゆる官僚

統制はいやだ、またそれはかえって失

敗で悪を助長するという面で、きわめ

て反対が強いのですけれども、それ

は、かつての官僚統制というものと、

議会の権限を強化して、その権限強化

というようなものが行政の指導と相

まっていくような形でないといいかね

のじやないだろうかというのが、大体

の考え方なのです。しかし、現にこれ

は落ちついた方針を強力にやることに

私は思う。ですから、私は、あくま

でも広く協議されて、そうして客観的

な落ちついた方針を強力にやることに

ついては、やはり行政当局もやりやす

い状態に持つていかなければいかぬ、

こういうことです。ですから、意見と

しては、必ずしも私の意見が少數では

なくて、相当あつたのですけれども、

実際の運用の面になると、業界がやれ

れ、こういうかつこうで、通産当局は

まとめるのにどうしようもないといいう

状態です。

から見て、もう少し具体的にどういう

御意見を出されるかということをお伺

いしたいのです。少し込み入った御質

問で恐縮なのですが……。

○小口参考人 その点について、全

てとして、これは法案の制定過程で

答申を骨子にして、やっぱり強力な行

政指導をやつてもらいたい。この行政

指導については、過去の苦い経験で業

界に反対する人が多い。いわゆる官僚

統制はいやだ、またそれはかえって失

敗で悪を助長するという面で、きわめ

て反対が強いのですけれども、それ

は、かつての官僚統制というものと、

議会の権限を強化して、その権限強化

というようなものが行政の指導と相

まっていくような形でないといいかね

のじやないだろうかというのが、大体

の考え方なのです。しかし、現にこれ

は落ちついた方針を強力にやることに

私は思う。ですから、私は、あくま

でも広く協議されて、そうして客観的

な落ちついた方針を強力にやることに

ついては、やはり行政当局もやりやす

い状態に持つていかなければいかぬ、

こういうことです。ですから、意見と

しては、必ずしも私の意見が少數では

なくて、相当あつたのですけれども、

実際の運用の面になると、業界がやれ

れ、こういうかつこうで、通産当局は

まとめるのにどうしようもないといいう

状態です。

とはないと思います。鉄鋼の販売制度の問題については、いろいろ批判はありますけれども、別の面で織維にもそういう面もあったわけです。そういう点から考えて、私は、むしろ独占のそういう部分の価格制度の問題について、消費者の立場からの意見があるのは当然だと思います。そういう立場で意見を述べたい。ただ、この法律に示されておるよう、開放体制といふものを踏まえて、日本の織維産業の体质改善をしていくとか、あるいは綿紡、羊毛を中心としたものが将来複合織維にかかる、あるいは中心的には合成織維がさらに大きな発展をするだろうということについては肯定しています。

○麻生委員　たいへんよくわかりました。

それから、これは滝田さんにもう一つお伺いしたいと思うのですが、答申の中でも少數意見というものがござりますけれども、この少數意見の中で、一、二、三の三番目です。これは先ほど先輩の委員も御質問されておったようですが、「廃棄を促進するため中小紡績業者の廃棄する凍結設備を政府資金をもって買い上げるべきである」といふ意見としてこれが当たるのでしょうか。あるはまた、少數だとすれば、その辺の状態を少しお聞かせ願いたい。

○滝田参考人　これは大体は中小企業の経営者代表の方がかなり強く主張されております。それから大企業の方で

も、出してもらえるのなら出してもらいたいという希望はあったでしょけれども、とうていとれないだらうといふことで、まああきらめたようなことですね。というのは、もうかるときは黙つてやりますけれども、損したときだけ出してくれといふのは、ほかの産業の関係からいってもむずかしいだらうということで、それで少數意見にならざるを得ませんでした。しかし、合理化資金については、これは別個の観点から、いわゆる健全化、体质改善といふ意味においては、うんと金を出してもらいたい。これはもうほんどの委員の意見だと思っていただいていいと思います。

○麻生委員　二時までという時間の制約がござりますので、私この程度で質問をやめさせていただきます。

最後に、私も今まで参考人の方の御意見をいろいろ拝聴いたしますと、共通する問題もござりますし、共通でない問題もあるようございます。ただその中で、特にこれはどなたにも共通をしているのではないかと思われる点が二、三ござりますので、その点をもう一度念を押させていただいて、もし御異議がありまししたら、ちょっとおつしやつていただきたい。

その一つは、やはり中小企業へのしわ寄せがどうしても及びがちである。したがって、中小企業に対する金融措置を、もっと具体的な形で、何らかの形で、法案の中に明文化してもらいたいという御意見については、どの参考人の方もどうやら反対がなさそうだと思います。私は受け取ったのでござります。これが一つでございます。

それからもう一つは、最低賃金制の

問題についてでありますけれども、そぞれども、とうていとれないだらうといふことで、まああきらめたようなことはないと思います。それから最低賃金を立て方にについては、いろいろ御意見がありのようございましたが、しかし、少なくともそういうような最低賃金制にのつとった方法がとられないで、やはりこの法律が、事実上において労働力の不足という点で、きわめて効果になりはしないかというようないい結果になりはしないかというような御意見についても、ニニアンスの相違はありますしあが、大体同じようなお考えではなかつたかと、こういうふうに実は私受け取ったわけございました。

まあ目的の点をどうするかという問題は、これは特に基本的な問題ですか、これはあとで委員会で私十分に政界委員の方にもお伺いしたいと思いませんが、以上、先ほど申しました二点について、私の受け取り方に間違いがないでござりませんで、どうでしようか。もありましたら、どなたでもけつこうですが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○二階堂委員長　どなたか御意見がござりますか。——別に御意見はないよ

うでございます。

○酒井参考人　金融の問題を法律に書けという意見ではないのですが、おそらく金融の問題を法律に書けと言つては、やはり大体そういう点だと了解してよろしくござりますでしょうか。

○麻生委員　それでは大体そういう点に、これはどなたも御一致の結論だろうと思いますが、特に総論の中でも、最後に中小企業に対する問題が強くうたわれております。うたわれている以上は、やはり一つの法律をつくる場合に、その問題が大きくなウエートを占めるのは当然だと思います。したがつて、法文の中に入らなくても、やはりその点を考慮した何らかの措置をとらなければなりません。したがつて、法文の中に入らなくて、やはりその点を考慮した何らかの措置をとらなければなりません。

○田和参考人　そういう審議会に労働組合の代表の人がお入りになるという場合に、われわれは、もしその方があら産業全般をお考えになる、単に労働者の、あるいは組合の立場からではなく、産業全体の立場からお考えになつて、そして労使一体になつて日本の産業発展に寄与する、こういうお考えでお出になることだつたら、私はまことにけつこうなことである、かように考えます。

それからもう一つ、この機会に、先ほどの御質問で、最低賃金の問題については異議ないのかという御質問がござりますので、実は御意見をお尋ねをします。

ざいましたが、私は、最初に申しまして、私は、筋績でございますが、筋績のほうでは、滝田さんのところと、すべて組合との協定において協定いたしましたので、われわれに関する限りは、この場でこれは賛成であるとか不賛成であるとかいう問題ではないということを申し上げておきます。

○酒井参考人 田和参考人と同様な意見でございます。

○麻生委員 それではこれで質問は終わらしていただきますが、最後に一言だけ関連して政府委員の方に、この際参考の方において、この際提案を提案している責任者として、いま申された参考の方の御意見について、政府側としてこの原案を出しておられるのですから、なるべくなら修正したくないでございましょうけれども、いろいろ御意見、審議の過程の中で、なるほどと思われる点がおありになつたかどうか、ちょっとと言、儀礼もございますから、お聞かせ願いたい。

○磯野政府委員 先ほどから拝聴いたしております、いろいろな問題が出ております。審議会の小委員会の審議の経過、それから法律の目的、それから最低賃金制の問題、いろいろ出ておりましたけれども、お述べになりましたことについては、大体において異議はございません。

○麻生委員 これで私の質問は終わります。

○二階堂委員長 参考人の各位におかれましては、長時間にわたり出席をいただきました、まことにありがとうございました。委員会を代表してお礼を申し上げます。

次会は、明五月七日木曜日午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時十二分散会